

野村信託銀行株式会社

2019

ディスクロージャー誌 2019年3月期
2018年4月1日～2019年3月31日

NOMURA



コーポレートデータ(令和元年7月現在)

名 称	野村信託銀行株式会社 The Nomura Trust and Banking Co., Ltd.
設 立 日	平成5年8月24日
資 本 金	350億円
発行株式数	800,000株
株 主	野村ホールディングス株式会社(保有株式数800,000株、保有割合 100%)
本 店	〒100-0004
所 在 地	東京都千代田区大手町二丁目2番2号 03-5202-1600(大代表)

Disclosure 2019

■ ごあいさつ	1	■ 業務の内容	24
■ 事業の展開	2	■ 当社のあゆみ	25
■ 事業の概況	8	■ 銀行代理業を営む営業所一覧	26
■ 内部管理態勢	12	■ 財務データ	27
■ 組織図	22	■ 法定開示項目一覧	96
■ 役員・従業員の状況等	23		

本誌は銀行法第21条等の法令に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

令和元年7月発行 野村信託銀行株式会社 総合企画部

平素より野村信託銀行をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
ございます。

当期の日本経済は、長短金利操作と量的・質的緩和を軸とする金融緩和政策が継続され、上期においては、国外の不安定なマーケット環境などを背景に、先行きを見通しづらい状況が続きました。

下期においては、米中貿易摩擦への懸念や米国政府機関の一部閉鎖などにより、日経平均株価が一時2万円を割り込む場面がみられたほか、英国のEU離脱交渉の影響や地政学的リスクなどに伴い、引き続き不透明な状況となりました。このような中、国内においては、雇用・所得環境の改善や堅調な設備投資などを背景に、通年では緩やかな回復基調が続きました。

こうした中、当社は野村グループの一員として、「すべてはお客様のために」という基本観の下、グループ各社との連携を強化し、質の高い商品やサービスを提供することで、ビジネスの拡大を図ってまいりました。

投資信託の受託残高は、堅牢な受託事務や受託拡大の営業推進などにより、平成31年3月末現在で17兆3,194億円となり、信託全体では、21兆6,739億円となりました。融資残高は、営業推進の強化及び当社の銀行代理店である野村証券との一層の連携強化を図ったことにより、個人向けの融資残高が増加し、融資全体では平成31年3月末現在で6,015億円となりました。また、相続関連サービスにおいても、取扱い件数を着実に伸ばしております。

こうした活動の結果、当期の業績は、経常利益が20億96百万円、当期純利益は13億59百万円となりました。

今後も野村グループの一員として、グループ各社との連携をより一層強化し、時代や市場の変化をいち早く捉えて新たな価値を創造することで、お客様の高度化し多様化するニーズにお応えしていく所存です。

また、女性活躍の推進を始めとして、様々なバックグラウンドや価値観を持つ社員がそれぞれの個性や能力を各々のビジネスの現場で遺憾なく発揮できるよう、各種の取組みも進めてまいります。

当社は、信託兼営金融機関として、銀行業務の公共性を重んじ、信用維持及び預金者保護を図ることで金融の円滑化に資するとともに、受託者責任を全うすることを通じて、健全かつ適切な運営を行ってまいります。

今後とも格別のご支援、ご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和元年7月

代表取締役社長

木村 賢治

事業の展開

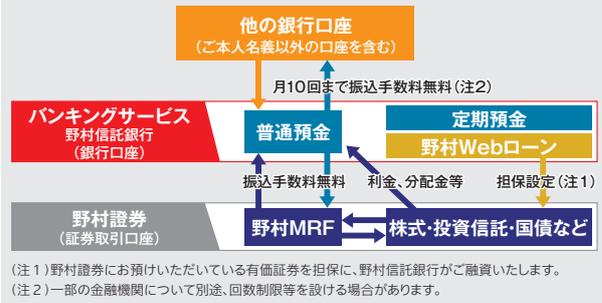
当社は、野村グループの一員として、信託銀行の機能・特性をいかし、グループ各社との連携や独自の商品開発力により、お客様の多様なニーズにお応えします。

銀行代理店・信託契約代理店を利用したビジネス

<バンキングサービス(普通預金・定期預金)>

野村信託銀行では、当社の銀行代理店である野村證券が提供するオンラインサービスをご利用の個人のお客様向けに、インターネットを通じてサービスを提供しております。
野村證券の証券取引口座に、銀行口座をプラスすることで、野村での資産運用・資産管理がさらに便利になります。
平成18年9月にサービスを開始して以降、着実に口座数を伸ばしております。

証券口座に銀行口座をプラスすることで、野村での資産運用がさらに便利に。



ご存じでしたか？野村で融資をご利用いただけること。 <野村Webローン>

野村Webローンは、野村證券にお預けいただいている有価証券等(株式、投資信託、国債等)を担保とするローンです。
お持ちの有価証券を証券口座にお預けのまま、担保に設定することが可能です。また、野村のラップ口座(野村ファンドラップ・野村SMA(エグゼクティブ・ラップ))も担保にご設定いただけます。
資金の使いみちは原則自由で、ご契約、お借入れ、ご返済は、すべてインターネットバンキングの専用ページから、お手続きいただけます。
保証人は不要です。



※「野村Webローン」の詳細は商品概要説明書にてご確認ください。商品概要説明書は野村證券の本・支店にご用意しております。
※ご契約にあたっては当社所定の審査があり、お借入れいただけない場合があります。
※当社の判断で個別銘柄について担保不適格とする場合があります。
個別銘柄の担保適否につきましては、野村證券のお取引店又は野村信託銀行お問い合わせ専用ダイヤルにお問い合わせください。
※「野村のラップ口座」の担保設定のお申込みには専用の書面が必要です。お申込書は野村證券のお取引店にご用意しております。
※「野村のラップ口座」の担保設定のお手続きには、お申込みいただいてから10営業日程度の日数がかかる場合があります。

1 野村ならではの3つの魅力!

適用金利 年1.5% <small>(2019年7月1日現在、変動金利)</small> 最新の金利は、野村信託銀行のホームページにてご確認ください。	お借入額 10万円～ 1億円 担保評価額の範囲内でお借入極度額(50万円以上)を設定していただけます。 (5,000万円超のお借入れには所定の銘柄(加算銘柄)の担保設定が必要です。)	ご利用資格 満20歳以上 80歳未満 勤続年数やご年収などの条件はございません。
--	---	---

2 株式や投資信託を売却せずに資金調達可能!

お持ちの株式・投資信託・国債などを担保に!

株式 投資信託 国債 ラップ口座

例えば、時価200万円の株式を担保にいただくと、100万円のお借入れが可能です。

3 ご自身やご家族の豊かな毎日に!

車の購入やリフォーム資金等
使いみちは原則自由(注)

(注) 一部の資金用途にはご利用いただけません。

4 返済はお好きなタイミングで!

お利息のイメージ
 年1.5% (2019年7月1日現在、変動金利)で計算
 お借入元本100万円の場合
 1ヶ月あたり
約1,250円
 1,000,000円×1.5%÷12ヶ月=1,250円

サービス概要・商品に関するお問い合わせ

野村信託銀行
お問い合わせ専用ダイヤル

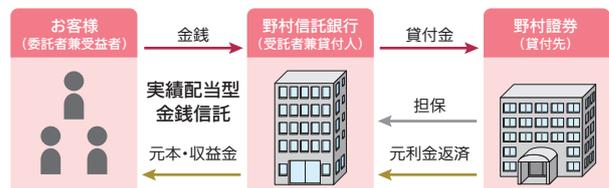
0120-65-0109

※ご利用の際には、電話番号をお間違えないようご注意ください。
平日：午前8:00～午後6:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

預金のお申込みや残高照会、預金やローンのご契約状況、お取引内容等についてのご質問は、野村信託銀行お問い合わせ専用ダイヤルではお取扱いしておりませんので、野村證券のお取引店へお問い合わせください。

<Regista(実績配当型金銭信託)>

「Regista」は、当社が受託者となる実績配当型金銭信託です。お客様からお預かりした信託金を、当社が他の信託財産と合同で、主として野村證券に対し一般に公正妥当と認められる市場金利による貸付金として運用します。貸付にあたり、野村證券から担保を受け入れます。



■ 安全なお取引のために

当社では、インターネットバンキングをより安全にご利用いただけるよう、様々なセキュリティ対策を実施しております。

<インターネット通信における暗号化>

お客様との通信においては、SSLによる暗号化技術を採用し、お取引の情報が盗取されたり改ざんされたりすることを防止しております。

また、安全なWEBサイトにアクセスするとブラウザのアドレスバーが緑色に変わる「EV SSL サーバ証明書」を導入しております。

これにより、当社のWEBサイトを巧妙に装った偽サイトとの違いを、より分かり易く見分けることができます。

●インターネットバンキングのアドレスバー



<2種類の認証方法導入>

お振込みや振込限度額変更などの大切なお取引の際には、「取引パスワード」の入力に加え、「認証カード」に記載された「認証番号」の入力を要求する認証方法を導入しております。複数の認証機能を設けることにより、第三者による不正取引を防止し、より安全にお取引いただくことができます。

●インターネットバンキング「認証カード」

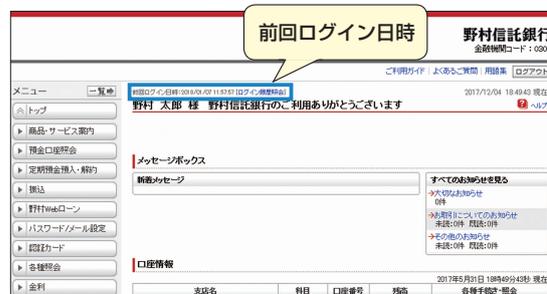


<ログイン履歴の表示>

インターネットバンキングのトップ画面に、前回のログイン日時を表示しています。また、ログイン履歴照会画面にお進みいただくと、過去のログイン日時(直近の20件)をご確認いただくことができます。

定期的にログイン履歴をご確認いただくことで、第三者による不正なログインの早期発見につながります。

●インターネットバンキング トップ画面



<メール通知サービスと電子メールへの電子署名付与>

お振込みなどのお取引が行われた際に、お取引の内容をメールにて通知するサービスをご利用いただくことができます。メール通知をご確認いただくことで、万一不正操作が行われた場合でも速やかに検知することができます。

また、電子メールを悪用するフィッシング詐欺の対策として、野村信託銀行から送信する電子メールには電子署名を付与しております。これにより、電子メールの送信者が当社であることをご確認いただくことができます。

<ソフトウェアキーボードによるパスワード漏えい防止>

ウィルスなどの悪意のあるソフトウェアが、お客様のキーボード操作を第三者に転送してしまうことを防ぐため、画面上に表示されるソフトウェアキーボードをご利用いただくことで、マウス操作によって「取引パスワード」及び「認証番号」を安全に入力いただくことができます。

●ソフトウェアキーボード



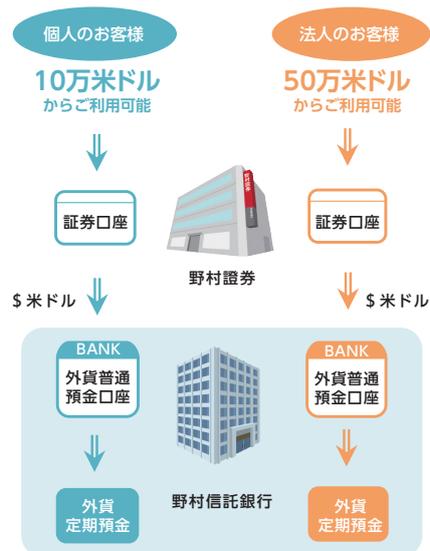
事業の展開

銀行代理店・信託契約代理店を利用したビジネス

<外貨預金（銀行代理店用）>

野村信託銀行では、当社の銀行代理店である野村証券を通じて、魅力的な金利の米ドル外貨定期預金をご提供しています。個人のお客様はお預入金額10万米ドルからご利用可能で、資産運用におけるポートフォリオの選択肢としてご利用いただけます。また、法人のお客様はお預入金額50万米ドルからご利用可能で、余裕資金の運用などにご利用いただけます。

ご利用の流れ



野村証券からお申込み

野村証券の本・支店からお申込みいただけます



・パンフレットを野村証券の本・支店にご用意しております。
・商品内容、リスク等詳細については、野村証券の本・支店にご用意しております「契約締結前交付書面」をご覧ください。

外貨でお預入れ

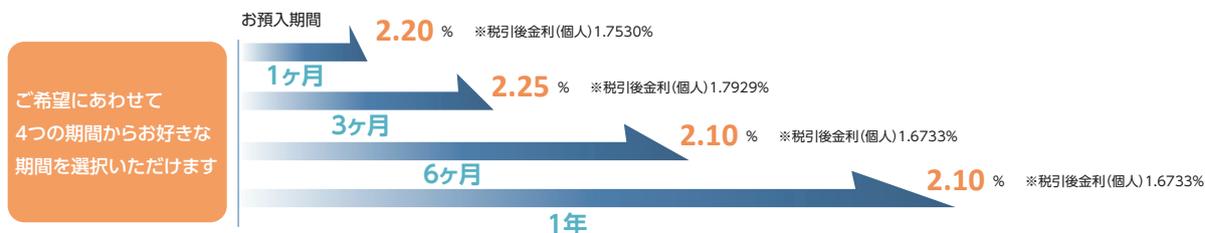
預入資金は野村証券の証券口座から、野村信託銀行で開設いただく外貨普通預金口座に米ドルでお預入いただけます

満期時は自動継続

満期時は元金と利息の合計額で満期日時点による同期間の定期預金が設定されます

※ご利用に関する詳細なお手続きにつきましては、野村証券本・支店にお問い合わせください。

魅力的な金利をご提供



※上記の金利は預入日2019年7月16日～2019年7月31日に適用した金利です。最新の金利については、野村信託銀行のホームページをご覧ください。または野村証券の本・支店までお問い合わせください。

商品概要

ご利用いただける方	個人及び法人のお客様
預入条件	個人：10万米ドル以上、法人：50万米ドル以上。(1セント単位) 米ドルによる預入れ。預入日の3営業日前までに野村証券のお取引店でお申込みください。
満期時	この預金は自動継続型商品です。 満期日に元金と利息の合計額で満期日時点の金利による同期間の定期預金が設定されます。払出しは、野村証券に開設されたお客様名義の証券口座への米ドルの送金による方法のみとなります。
利息	満期日一括、付利単位：1セント単位、日割計算(年360日) 個人のお客様は、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の源泉徴収税率で計算します。法人のお客様は総合課税(非課税法人の場合は非課税)です。
中途解約	中途解約をご希望の場合、解約日の2営業日前までに野村証券のお取引店でお手続きください。中途解約された場合、中途解約日の米ドル普通預金金利が適用されます。 (ご参考) 2019年7月1日現在 米ドル普通預金金利 0.02% (年率・税引前)
その他	この預金は預金保険の対象とはなりません。

リスクについて

外貨預金には、為替変動リスクがあります。為替相場の変動により、お受け取りの外貨元利金を円換算すると、当初外貨預金作成時の払込み外貨の円換算額を下回る(円ベースで元本割れとなる)リスクがあります。

銀行代理店・信託契約代理店を利用したビジネス

<ラップ信託>

長期運用いただきながら、大切な方へ資産をのこすサービスです。万一のときには、あらかじめ指定していただいた方にそのまま運用を引き継ぐことができます。

2018年1月にサービスを開始して以降、ご自身の運用をまとめてわかりやすく管理しながら、相続が発生した場合には相続人の方々の手続きを大幅に軽量化できるサービスとして評価いただいております。

運用状況を財産を引き継ぐ方と共に見守りながら承継することで、スムーズに安心して相続をお迎えいただくことができます。またご自身の資産運用として自由に増額や一部解約、運用商品の変更もいただけます。

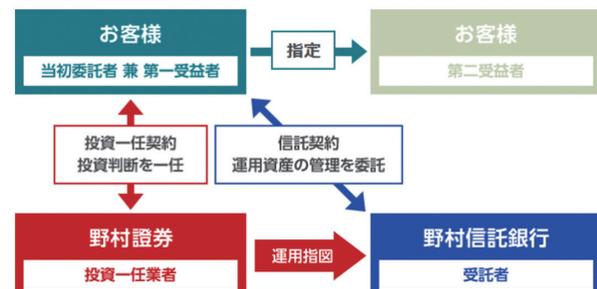
ラップ信託の特徴

野村SMAでの運用	運用の継続	相続人の指定	簡単な相続手続き*
<p>当初委託者兼第一受益者は、ご資産を野村SMA[®]で運用いただけます。資産配分・運用商品の変更や増減額、解約が可能です。</p> <p>* 当初委託者兼第一受益者は野村証券と投資一任契約を締結します。</p> <p>通常の野村SMAの運用に比べて追加コストはありません。</p>	<p>第二受益者にも運用報告書が郵送され、引き継ぐ予定の資産内容を把握していただけます。当初委託者の相続発生後は第二受益者に信託受益権が移り、野村SMAの運用を引き継ぎます。</p> <p>* 第二受益者はあらかじめ野村証券と停止条件付一任契約を締結します。</p>	<p>ご資産を引き継ぐ相続人等(第二受益者)を指定していただけます。</p> <p>* 引き継ぐ方は6親等内の親族から指定していただけます。途中で変更も可能です。</p> <p>* 相続発生時に引き継ぐ受益者が不在の場合、解約となります。</p> <p>第二受益者が引き継いだ後、改めて次の受益者となるべき方を指定することもできます。</p>	<p>「死亡届の写し」等を受領後、4営業日程度で受益者変更のお手続きは完了します。ラップ信託は遺産分割協議の対象外となります。</p> <p>* 信託契約により資産を承継します。</p> <p>* 詳しくはサービス内容説明書のご相続発生時のお取扱い(受益者の変更)をご覧ください。</p>

※ 野村SMAは野村証券株式会社が提供する投資一任サービスです。詳しくは野村証券株式会社のホームページをご覧ください。

ラップ信託の仕組み

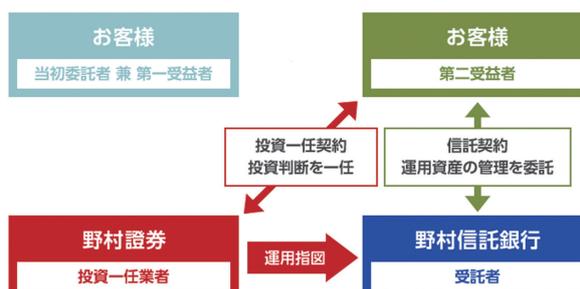
ご契約時～お客様(当初委託者兼第一受益者)に、相続が発生するまで



相続発生前

- 野村証券は、当初委託者兼第一受益者との投資一任契約に基づき、投資判断を行います。
- 野村信託銀行は、当初委託者兼第一受益者の財産を管理し、野村証券からの指図に基づき、専用投資信託を売買します。
- 当初委託者兼第一受益者にはラップ信託契約ごとに資産を引き継がれるご相続人等(第二受益者)を1名指定していただけます。
- 運用資産を引き継がれるご相続人等(第二受益者)には、あらかじめ、野村証券と停止条件付投資一任契約を締結していただけます。

お客様(当初委託者兼第一受益者)に、相続が発生した後



相続発生後

- 当初委託者兼第一受益者にご相続が発生した場合、簡単なお手続きでラップ信託の受益者が第二受益者に変更されます。(委託者の地位も引き継ぎます。次の第二受益者を指定も可能です)
- 野村証券は、あらかじめ第二受益者に締結いただいた停止条件付投資一任契約に基づき、投資判断を継続して行います。

● 指定指図人について

委託者は、受託者所定の方法により、第二受益者を指定指図人として指定することができます。

委託者について成年後見開始や任意後見監督人の選任をお届いただいた場合、指定指図人は一部の契約変更※にかかる代理権を行使できます。

※全部解約、一部解約(減額)、資産クラス・個別運用商品の変更

料金について (2019年7月1日現在)

ラップ信託の料金は、野村SMAにかかる投資一任受任料とSMA手数料(野村信託銀行の信託報酬(年率0.2%)を含む)の合計額となります。投資一任受任料は最大で運用資産の0.108% *1(税抜0.10%・年率)、SMA手数料は最大で運用資産の1.512% *2(税抜1.40%・年率)となります。このほかに投資信託では運用管理費用(信託報酬)(最大で信託財産の4.00%(概算)(税込み・年率))、信託財産留保額(最大で信託財産の0.5%)、その他費用をご負担いただけます。その他費用は運用状況等により変動するため、事前に上限額等を示すことができません。

*1,*2 消費税等率10%が適用される分については、*1は0.110%、*2は1.540%となります。

なお、上記の投資一任受任料、SMA手数料等は、あくまで最大の料率を表示しておりますので、お客様のご負担になる実際の料率に関しましては、お客様が採用されるプランに係る投資提案書等をご参照ください。

リスクについて

ラップ信託の運用対象である専用投資信託については、それぞれ投資対象資産を定め、国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、不動産投資信託:REIT、及びオルタナティブ資産に投資を行います。専用投資信託によっては、あらかじめ投資対象とすることを定めた投資信託(指定投資信託)の組み入れによって、上記のような投資対象資産へ実質的に投資するものもあります。

専用投資信託は、これらの投資対象資産の値動き、為替相場の変動及び組み入れている指定投資信託の基準価額の変動により損失が生じるおそれがあります。専用投資信託が投資している有価証券、及び組み入れている指定投資信託が投資している有価証券について、その発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、当該有価証券の価格変動により損失が生じるおそれがあります。また、専用投資信託が投資している有価証券などに海外への投資が含まれる場合、各国通貨の為替相場の変動により損失が生じるおそれがあります。

詳しくは、お客様向け資料、契約締結前交付書面及び目論見書をよくお読みください。

事業の展開

＜野村＞の相続関連サービス

野村信託銀行では2つの相続関連サービスをご提供しております。「＜野村＞の遺言信託」は、遺言書の作成のご相談から遺言書の保管、遺言の内容等に関する定期的な照会、遺言の執行に至るまで、相続を幅広くお手伝いさせていただきます。「＜野村＞の遺産整理業務」は、相続手続きに不慣れな方や時間に余裕のない方等のために、手続きを円滑に進めるお手伝いとアドバイスをさせていただきます。



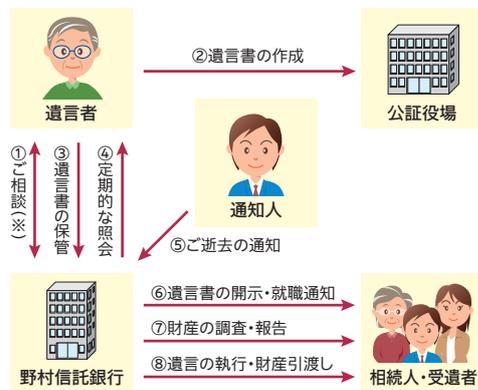
＜野村＞の遺言信託

～あなたの想いを「かたち」にして大切な方へつたえるお手伝いをいたします～

＜野村＞の遺言信託は、遺言書の作成のご相談から相続発生後の遺言の執行までのお手続きをトータルにサポートさせていただくサービスです。

お客様の遺言書作成のご検討に際し、遺言書の内容についてのご相談をお受けし、遺言書作成をサポートいたします。作成された公正証書遺言の正本を野村信託銀行が相続開始までの間お預かりし、推定相続人・受遺者や財産の変動、配分方法の変更等、遺言の内容に関してお客様へ定期的に照会させていただきます。遺言者がご逝去された後、相続人・受遺者に対し、保管している遺言書を開示いたします。遺言執行者就職後、遺言執行の対象となる財産の調査を行い、調査の結果に基づき「遺言執行対象財産目録」を作成し、相続人・受遺者へ交付いたします。遺言書に従って、名義変更・換価換金処分を行い、相続人・受遺者へ相続財産の分配、引渡しを実施いたします。すべての執行手続きが完了した時点で、遺言執行完了の報告をいたします。

＜野村＞の遺言信託の流れ



- ①ご相談(※)…………… 推定相続人・受遺者、対象となる財産について十分に確認の上、遺言書の内容についてのご相談をお受けいたします。
 - ②遺言書の作成 …… お客様には、公証役場にて当社を遺言執行者に指定した公正証書遺言を作成していただきます。
 - ③遺言書の保管 …… 公正証書遺言の正本を相続開始までの間お預かりいたします。
 - ④定期的な照会 …… 財産や推定相続人・受遺者の変動、配分方法等、お預かりしている遺言の内容に関して、当社から定期的に照会させていただきます。
 - ⑤ご逝去の通知 …… 遺言者がご逝去された場合、予めご指定いただいた通知人の方から、野村信託銀行にご連絡をいただきます。
 - ⑥遺言書の開示 …… ご逝去の通知を受けて、相続人・受遺者に対し、保管している遺言書を開示し、遺言執行者に就職するにあたり、その旨を通知いたします。
 - ⑦財産の調査 …… 財産の調査を行い、調査の結果に基づき「遺言執行対象財産目録」を作成し、相続人・受遺者へ交付いたします。
 - ⑧遺言の執行 …… 遺言書に従って相続財産の名義変更・換価換金処分を行い、相続人・受遺者へ相続財産の分配、引渡しを実施いたします。
- (※)野村證券を代理店としてサービスを提供しております。

＜野村＞の遺産整理業務

～相続手続きのお手伝いをいたします～

＜野村＞の遺産整理業務では、相続が発生したお客様に相続財産の概要や相続人の状況、遺言の有無等をお伺いし、遺産分割に必要な書類や相続手続きの概要、スケジュール等についてアドバイスいたします。はじめに、相続人の皆様に被相続人と相続人全員の戸籍・除籍謄本等を取付していただき、法定相続人を確定いたします。その後、被相続人の財産や債務を調査し、「遺産整理対象財産目録」を作成・交付の上、相続人の皆様に遺産分割協議書を作成していただきます。遺産分割協議書作成にあたってはご希望に応じてお手伝いをさせていただきます。

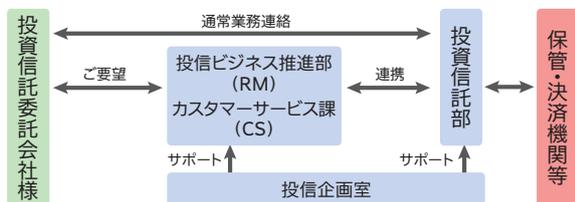
遺産分割協議書に基づき、預貯金、有価証券等の財産の名義変更手続きや換価換金処分等を行い、遺産分割の手続きをいたします。

■ 投資信託受託業務

野村グループの信託銀行として設立されて以来、証券系信託銀行としての特色をいかした業務展開により事業拡大を図ってまいりました。投資信託委託会社の皆様に対して、ニーズに合わせた幅広いサービスとソリューションを提供しております。

■ 組織・体制

当社では受託業務を資産管理銀行に再委託することなく、自社内ですべての信託財産管理を完結できる体制を整えております。これにより、円滑で堅確な事務処理を実現しております。これにあわせて、当社ではお客様の窓口として、新規ビジネス案件等をご提案する「リレーションシップマネージャー」(RM)と、既存案件のケアやサポートを担当する「カスタマーサービス担当」(CS)を配置しております。新規ファンドや新しい運用スキームのご検討など、お客様の多様なニーズに対して、迅速かつきめ細かいサポートを実現しております。



■ 豊富な実績 - 多様な投資対象・スキームへの対応

お客様の運用ニーズは日々刻々と多様化しております。当社はお客様のニーズにお応えすべく、従来から幅広い投資対象やスキームに対応してまいりました。さらに、時々のトレンドを捉えたファンド組成案件にも積極的に取り組んでおります。これまでの豊富な経験と実績に裏付けられた業務体制の下、お客様のご要望を着実に実現してまいります。

■ 専門的な情報提供の充実

当社では【NTB Information】と題して投資信託委託会社の皆様への情報発信を行っております。税務・決済制度やカスタディ関連等、日常実務に役立つ幅広い情報を専門的に掘り下げてタイムリーにお届けしております。

また、【NTBセミナー】と題して社内外の講師による、最新の投資規制や税制に関する講演会を開催し、ご好評をいただいたコンテンツにつきましては、投資信託委託会社の皆様に対して、勉強会を開催させていただいております。



■ サービスレベル向上への取り組み

当社ではサービスレベルを向上させるため、PDCAサイクルに則り不断の取り組みを行っております。個々のお客様からの日々様々なご要望にお応えすることはもちろん、複数のお客様に共通するご要望についてはサービス化を図り、導入に向けて積極的なご提案を行っております。

また、当社では毎年、「サービス満足度調査」として、すべてのお客様に対し、アンケートへのご協力をお願いしております。アンケートを通じて寄せられたご意見・ご要望の一つ一つを真摯に受け止めて、具体的なサービスの改善・開発に繋げております。今後もお客様の声に耳を傾け続けることで、常に高いクオリティと付加価値をご提供してまいります。

■ 安定した基幹システムの採用

当社では野村総合研究所が開発した“T-STAR/TX”（投資信託基準価額計算システム）を投資信託管理の基幹システムとして採用しております。

これにより、安定的かつスピーディな基準価額算出が実現でき、制度変更が発生した場合においても、投資信託委託会社の皆様と同期が取れたスピーディな対応を取ることが可能となっております。

■ 業務品質向上への取り組み

事務の堅確性・効率性向上のため、体制面、システム面、管理面で様々な取り組みを行っております。

2018年度取組み（対応中の案件を含む）

- ・信託CLS決済への対応
- ・株式等決済期間短縮化
- ・グローバルな決済サイクル短縮化に向けた対応
- ・時価登録、属性登録STP化の推進
- ・投資信託に係る国内資金残高・証券残高のSWIFT配信
- ・デリバティブ・証拠金管理体制の強化
- ・二重課税調整への対応
- ・お客様向けマーケット情報配信の拡充

■ 先進国・新興国を含め70ヶ国以上の市場に対応

当社の強みの一つは、外国投資への対応力です。主要市場はもとより、新興国市場においても早くからカスタディアン・ネットワークの構築を進めてまいりましたが、現在では約70ヶ国の市場をカバーしております。特に、新興国市場に関しては、国内からの投資実績のない市場を含め、現地の税制度や市場慣行の情報収集や調査を行い、投資を行う上での業務課題の洗い出しと検討を行い、お客様に対して業務フローのご提案・ご説明を行っております。

当社ではSWIFTを活用しており、多数のカストディアンと効率的に業務連携しております。外国投資をされるお客様には、運用ニーズや投資特性にマッチした最適なカストディアンをご提案させていただいております。

また、すべての契約先カストディアンに対しては、毎年定期的な現地実査と評価・改善要望を行うなど、海外における資産保全の確実性を確かなものにする態勢をとっております。

● 当社のカストディアン・ネットワーク



事業の概況

■ 主要な経営指標

■ 主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

項目	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
損益の状況					
経常収益	29,576	26,288	26,597	25,907	24,810
業務純益	2,217	3,107	2,857	1,949	2,093
経常利益	2,129	3,049	2,138	1,804	2,096
当期純利益	1,228	1,893	1,755	1,083	1,359
資産・負債及び資本					
資本金	30,000	35,000	35,000	35,000	35,000
発行済株式総数(千株)	600	800	800	800	800
純資産額	48,835	60,567	61,588	60,877	61,575
総資産額	1,202,925	2,552,876	1,381,347	1,289,563	1,475,334
預金残高	517,881	1,846,875	751,084	818,364	981,328
貸出金残高	443,132	469,963	458,238	529,275	601,520
有価証券残高	684,982	646,137	561,279	511,829	489,558
1株当たりの情報					
1株当たり純資産額(円)	81,392	75,709	76,985	76,097	76,969
1株当たり配当額(円)	—	—	1,090	670	840
1株当たり当期純利益(円)	2,048	3,145	2,194	1,354	1,699
配当性向(%)	—	—	49.66%	49.47%	49.43%
従業員数(人)	435	441	457	451	460
単体自己資本比率(%)	12.95%	14.66%	16.51%	16.27%	16.99%
自己資本利益率(%)	2.54%	3.46%	2.87%	1.76%	2.22%
信託財産の状況					
信託報酬	8,107	8,785	8,651	8,932	9,042
信託財産額	20,705,461	20,886,696	21,259,975	21,474,240	21,673,956
信託勘定貸出金残高	401,693	451,414	329,081	303,222	319,181
信託勘定有価証券残高	2,362,352	2,552,740	2,987,123	2,617,141	2,785,713

1. 損益の状況

損益の状況につきましては、資金収支は前年同期比37億24百万円増加したものの、その他業務収支は前年同期比37億63百万円減少し、役務取引等収支も前年同期比6億73百万円減少したことにより、業務粗利益は前年同期比6億2百万円減少し、業務純益は20億93百万円となりました。

この結果、経常利益は20億96百万円となり、当期純利益は13億59百万円となりました。

■ 利益総括表

(単位：百万円)

項目	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期	前期比増減
業務粗利益	16,971	18,625	17,635	16,969	16,367	△ 602
信託報酬	8,107	8,785	8,651	8,932	9,042	110
資金収支	3,790	4,365	5,244	3,262	6,986	3,724
役務取引等収支	1,140	3,245	2,271	2,003	1,329	△ 673
特定取引収支	9	5	2	0	—	0
その他業務収支	3,923	2,221	1,465	2,771	△ 992	△ 3,763
一般貸倒引当金繰入額 (△)	—	429	—	134	—	△ 134
経費 (臨時的経費を除く) (△)	14,753	15,087	14,778	14,885	14,273	△ 612
人件費 (△)	4,888	5,218	5,213	5,282	5,236	△ 46
物件費 (△)	9,337	9,222	8,857	8,975	8,466	△ 508
税金 (△)	527	646	707	628	570	△ 57
業務純益	2,217	3,107	2,857	1,949	2,093	143
臨時損益	△ 88	△ 58	△ 719	△ 145	2	148
うち貸出金償却	—	—	△ 932	—	—	—
うち債権売却損益	—	—	—	—	△ 1	△ 1
うち貸倒引当金戻入益	75	—	409	—	142	142
うち個別貸倒引当金繰入額 (△)	—	△ 2	—	0	—	0
経常利益	2,129	3,049	2,138	1,804	2,096	291
特別利益	48	33	530	32	38	5
その他の特別利益	48	33	530	32	38	5
特別損失 (△)	28	49	32	161	65	△ 96
固定資産処分損 (△)	8	28	32	145	65	△ 80
減損損失 (△)	—	—	—	16	—	△ 16
偶発損失引当金繰入額 (△)	19	20	—	—	—	—
その他の特別損失 (△)	—	0	—	—	—	—
税引前当期純利益	2,150	3,033	2,635	1,674	2,068	393
法人税、住民税及び事業税 (△)	417	1,307	575	627	583	△ 44
法人税等調整額 (△)	503	△ 168	304	△ 36	126	162
法人税等合計 (△)	921	1,139	879	591	709	117
当期純利益	1,228	1,893	1,755	1,083	1,359	276

事業の概況

2. 信託財産の状況

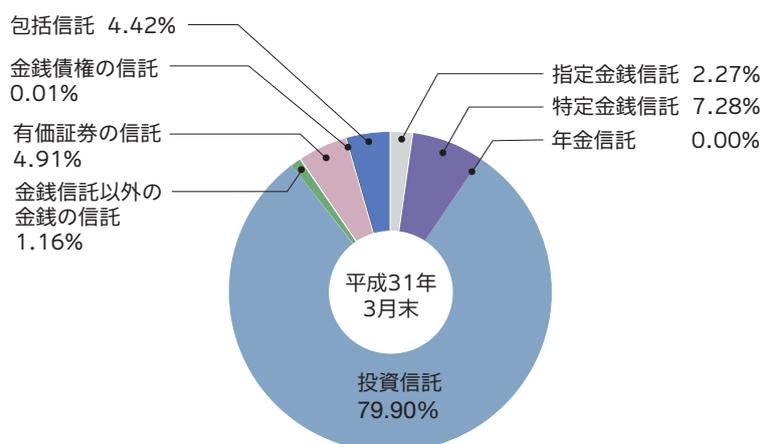
信託財産の状況につきましては、投資信託の受託残高が前期末比91億円減少し、17兆3,194億円となりました。信託全体では、前期末比1,997億円増加し、21兆6,739億円となっております。

■ 信託財産残高表

(単位：百万円)

負債	平成 27 年 3 月末	平成 28 年 3 月末	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
指 定 金 銭 信 託	759,433	792,270	621,927	505,746	493,681
特 定 金 銭 信 託	1,052,514	1,324,153	1,599,972	1,509,603	1,578,833
年 金 信 託	105,551	77,294	57,350	2,150	1,041
投 資 信 託	16,555,603	16,625,358	16,639,438	17,328,641	17,319,480
金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	273,968	200,830	197,010	199,866	252,469
有 価 証 券 の 信 託	487,747	523,145	1,071,924	968,234	1,064,651
金 銭 債 権 の 信 託	23,054	20,225	16,339	4,582	3,719
包 括 信 託	1,447,586	1,323,418	1,056,013	955,415	960,077
合 計	20,705,461	20,886,696	21,259,975	21,474,240	21,673,956

■ 信託財産の割合



3. 自己資本の状況

自己資本の状況につきましては、平成31年3月末の自己資本比率が16.99%（国内基準）となっており、健全な水準を維持しております。

■ 単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項目	平成 27 年 3 月末	平成 28 年 3 月末	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
コア資本に係る基礎項目 [A]	56,318	59,641	60,116	60,798	61,344
コア資本に係る調整項目 [B]	1,048	1,725	1,976	3,350	4,531
自己資本 [C] (= [A] - [B])	55,270	57,916	58,139	57,447	56,813
リスク・アセット					
資産(オン・バランス)項目	359,964	342,137	300,688	305,374	291,400
オフ・バランス取引項目	24,616	13,594	11,758	10,688	7,617
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	13,140	7,908	7,048	3,538	3,416
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	28,802	31,167	32,484	33,425	31,935
計 [D]	426,523	394,807	351,979	353,026	334,370
自己資本比率(国内基準) (= [C]/[D] × 100)	12.95%	14.66%	16.51%	16.27%	16.99%

(注) 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づいて算出しております。

主要業務の業績

<貸付業務>

当社は、法人等向け貸出に加え、「バンキングサービス」を通じて提供している有価証券担保ローンサービス「野村Webローン」等を通じて、個人のお客様にも広く貸出を行っております。

当期末の貸出金残高の合計は、6,015億円となっております。

■ 貸出金残高



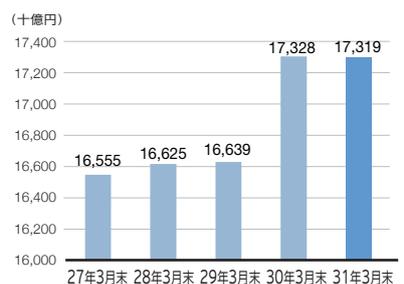
(注) 法人等には、信託勘定向けの貸出も含まれます。

<投資信託の受託業務>

投資信託の受託残高につきましては、前期末比91億円減少し、17兆3,194億円となりました。

また、米国公認会計士協会による保証業務基準書第18号(SSAE18)に基づく、独立監査法人による監査において、適正意見を取得し、事務品質の向上に努めております。

■ 投資信託受託残高



内部管理態勢—経営管理

■ 経営体制

当社は、野村グループの信託銀行として、野村ホールディングスの統一された戦略の下で経営を行っております。当社は、野村グループのビジネス・ラインを踏まえた上で、効率的な業務運営を実現するための経営体制を構築し、さらに役員及び社員に「野村グループ倫理規程」の遵守を徹底することで、法令諸規則に照らして適切な経営を推進しております。

当社は、監査等委員会設置会社であります。経営に関する重要事項を決議・承認する機関として取締役会を設置し、取締役会が経営の基本方針や業務執行取締役の職務分掌及び指揮命令関係等を決定するとともに、業務執行に係る決定権限を業務執行取締役である代表取締役社長に委任することで意思決定の迅速化を図っております。

また、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が業務執行に係る監査を行うことで、経営に対する監督機能を強化し、経営の透明性の向上を図っております。

さらに、業務運営に関する重要事項・重要案件を決議・承認する機関として代表取締役社長を議長とする経営会議を定期的で開催し、スピード感のある業務執行が行われる体制を敷いております。

監査等委員会は、法令に定める権限を行使し、外部監査法人及び社内組織を活用して、業務運営や取締役及び執行役員の職務執行の適切性・妥当性・効率性について、監査を行っております。監査の方法、経過及び結果については、定期的に取り締役に報告を行っております。また、必要に応じて野村ホールディングスの監査委員会と連携することとしております。さらに、監査等委員会の職務の適正な遂行を引き続き確保するために、業務執行から独立したスタッフを配置した「監査等委員会事務局」を設置しております。

内部管理態勢を強化するため、以下のとおり各種委員会等を設置しております。

- リスク管理委員会 リスク・アパタイトに基づき、統合的リスク管理に関する重要事項について審議・決定します。
- ALM委員会 資金運用・調達に関する基本戦略の策定、承認に関する事項について審議・決定します。
- 新規商品等検討委員会 新規商品の提供又は新規事業の開始に内在するリスクを分析・評価し、経営会議が当該新規商品の提供又は新規事業の開始を判断するに際し、必要な情報を提供します。
- 運用委員会 受託財産の裁量権のある運用業務における各種運用方針のほか、運用商品のラインナップに組み入れる運用商品及び運用会社の採用の可否等、並びに個別の運用モデル等について審議・決定するとともに、運用商品等のパフォーマンス及びリスク管理状況についての情報共有を図ります。
- 運用監査委員会 受託財産の裁量権のある運用の適切性を確保するために、パフォーマンス、リスク管理状況及び顧客対応状況等を定期的に確認し、必要に応じ、運用委員会に対する改善の勧告・指示を行い、関連事項の周知徹底を図ります。
- コンプライアンス委員会 法令諸規則の遵守等、当社のコンプライアンスに関する事項について審議・決定します。
- 業務品質向上委員会 実効性の高い内部管理態勢の構築並びに日常事務を中心とした業務の品質向上の一環として、部内検査による取組みを中心とした、事務の全般の改善・向上に向けた施策を実施します。
- 情報セキュリティ委員会 情報セキュリティに関する全社的な施策の検討や承認を行います。
- 危機管理委員会 当社の危機管理対策を審議・決定します。
- オペレーショナル・リスク委員会 オペレーショナル・リスク管理を適切かつ円滑に遂行するため、オペレーショナル・リスクに関する事項の審議・調整等を行います。
- 顧客保護等委員会 顧客の正当な利益の保護や利便性の向上の観点から、顧客説明管理、顧客サポート等管理、顧客情報管理、外部委託管理、利益相反管理について、継続的な取組みを行っております。
- 特定取引審査会 外部有識者を含む野村グループ出身者以外の委員により構成され、当社の業務運営に係る重要な経営判断に際し、銀行経営の独立性が確保されていることを検証し、審議対象案件の決裁権者に答申を行います。

■ 内部監査体制

当社では、各業務部門から独立したインターナル・オーディット部が、業務執行・リスク管理体制における内部統制の有効性及び妥当性を検証し、改善に向けた提言等を行っております。

インターナル・オーディット部では、内部監査人協会が定める内部監査の実施に関する基準等を踏まえ、「野村グループ・インターナル・オーディット規程」及び当社の「インターナル・オーディット規程」に従い、リスクの種類・程度を把握した上で、深度・頻度に配慮したインターナル・オーディット計画を毎年度策定し、実効性のある内部監査を実施しております。

監査結果については、遅滞なく当社経営陣及び監査等委員会に報告しております。また発見された課題については、対応状況に関するフォローアップを行い、内部管理態勢の一層の充実に努めております。

内部管理態勢—法令等遵守

■ 法令等遵守の運営体制

当社は、金融機関としての社会的責任及び公共的使命の重みを常に認識し、法令諸規則のみならず広く社会的規範を厳格に遵守することで、質の高い金融サービスをお客様に提供していきたいと考えております。

当社では、法令等遵守を経営における最重要課題の一つとして位置付けており、取締役会にて「法令等遵守方針」を策定し、法令等遵守の基本姿勢を決定しております。

さらに、本方針に基づき、経営会議にて「コンプライアンス規程」を策定し、法令等遵守の実践に係る具体的な行動への取組みを定めております。

法令等遵守方針

当社は、野村グループの一員として、野村グループ倫理規程に則り、法令等遵守を旨とする企業風土の醸成と企業倫理の構築に努め、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を実践する。

1. 法令等遵守の基本姿勢

当社は、金融機関としての社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、法令等遵守態勢の整備・確立を、業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、その実現に向けた積極的な取組みを行うものとする。

2. 法令等遵守に対する個々人の取組み

当社の役員及び社員は、業務上必要な法令諸規則のみならず広く社会的規範について、不断に知識の修得に努め、より高度な企業倫理に根ざした行動に取り組むものとする。

3. 社会的信頼の確立

当社は、ステークホルダーに対する説明責任を通じて、法令等遵守を旨とする誠実かつ公正な企業活動を実践することを示し、社会の一員としての信頼を確立するものとする。

「コンプライアンス規程」に基づき、社長を委員長、経営会議にて任命されたコンプライアンス・オフィサーを副委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社におけるコンプライアンスに関する事項について審議・決定する体制としております。審議内容は、委員長によって定期的に取締役会、経営会議及び監査等委員である取締役に報告されます。当社は、毎年度コンプライアンスの実践計画として目標及び諸施策を掲げた「コンプライアンス・プログラム」を作成することとしており、コンプライアンス委員会で審議・検討後、経営会議で承認しております。「コンプライアンス・プログラム」に規定された諸施策の進捗・達成状況については、コンプライアンス委員会において定期的に報告されるとともに、委員長から監査等委員である取締役に報告しております。

また、コンプライアンス・オフィサーは、担当役員ごとにコンプライアンス会議等を主催し、各部室の定めたコンプライアンス実践計画の進捗・達成状況を確認し、担当役員及び部室長とコンプライアンス上の課題について討議しております。

当社では、コンプライアンス・オフィサーとコンプライアンス統括部とが連携して、法令等遵守に係る統括・管理を行っており、各部室においては、コンプライアンス活動の推進を担当する業務管理者を置いております。業務管理者は、社員全員に対するコンプライアンス精神及び社会常識を踏まえた業務への取組みを徹底するとともに、担当部室のコンプライアンス活動を把握しコンプライアンス・オフィサーに定期的に報告を行っております。

■ 反社会的勢力への対応について

野村グループでは、「野村グループ倫理規程」の中で、「反社会的勢力又は団体との一切の取引を行わない」旨を定めております。

当社は、この方針に則り、反社会的勢力の排除に向けた体制を整備し、反社会的勢力との一切の取引を遮断するための取組みを推進しております。

内部管理態勢ーリスク管理

■ リスク管理の体制

当社は、経営の健全性及び適切性を確保するために、リスク管理の整備・強化を経営目標の重要な柱として位置付けております。当社では、パーゼルⅢに沿った開示を行うとともに、統合的リスク管理態勢を整備することで、当社が抱える各種リスクを総体的に捉え、経営体力と比較・対照し、リスクに見合った収益の確保を図るために適正な経営資源の配分を行っております。

■ リスク・アペタイト

当社は、取締役会及び経営会議において、取るべきリスクやリスク管理について議論し、定性的及び定量的なリスク・アペタイトを定め、それに基づき業務戦略を策定しております。

また、当社は、野村グループの基本観である「すべてはお客様のために」を共有し、お客様本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）実現を常に意識するとともに、実践しております。

■ トップリスク管理

当社の業務運営上、影響度が大きいと認識される主なリスクには

- ・流動性リスク
- ・銀行勘定におけるポートフォリオの毀損リスク
- ・信託業務において堅確な事務が行われないリスク
- ・サイバー攻撃等によるシステムリスク
- ・マネー・ロンダリング等をはじめとする金融犯罪リスク

等があります。

これらリスクに対して経営会議、リスク管理委員会等で議論し予防的なリスク管理を行っております。

■ 統合的リスク管理

当社は、リスク管理の基本的な方針として、取締役会にて「統合的リスク管理方針」を策定し、リスク全般に関する適切な管理態勢の整備・確立を図っております。本方針に基づき、経営会議で「統合的リスク管理規程」を定め、各種リスクの定義・分類を明確化するとともに、各種リスク管理手法を決定し、実効性を確保しております。

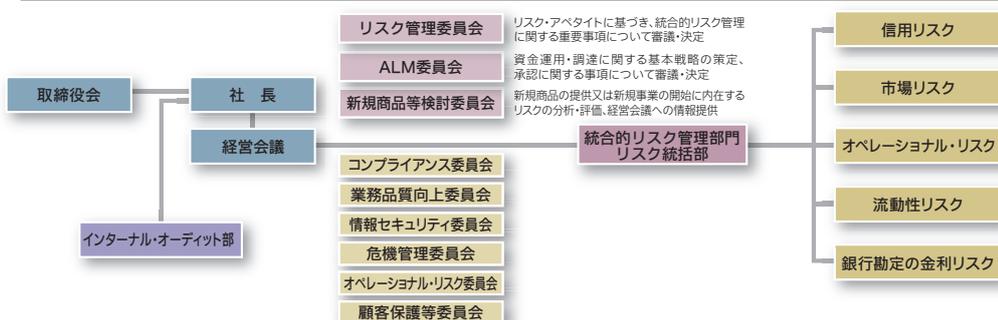
各種リスクを管理する部門としては、業務推進部門から独立したリスク統括部を統合的リスク管理部門とし、統合的リスク管理部門管理者の指示と承認の下に日常の統合的リスク管理業務を行っております。統合的リスク管理部門は、定期的に経営会議、リスク管理委員会及び監査等委員にリスク管理状況の報告を行い、さらにインターナル・オーディット部がリスク管理の適切性・妥当性・効率性について監査する体制となっております。

当社の定義するリスクは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、銀行勘定の金利リスクとなっております。

■ リスク管理の分類

統合的 リスク統括部 リスク管理部門	リスクの分類		担当部署
	信用リスク		
市場リスク	金利リスク		リスク統括部
	為替リスク		
	価格変動リスク		
オペレーショナル・リスク	事務リスク		事務統括部
	システムリスク		IT統括部
	情報セキュリティリスク		事務統括部
	法務コンプライアンスリスク		コンプライアンス統括部
	外部委託リスク		事務統括部
	人的リスク		人事総務部
	有形資産リスク		人事総務部
	その他のオペレーショナル・リスク		リスク統括部
	流動性リスク	資金繰りリスク	
	市場流動性リスク		
銀行勘定の金利リスク			リスク統括部

■ リスク管理体制



内部管理態勢ーリスク管理

■ ストレストテスト

当社に重大な影響を及ぼしうる事象を包括的に捉えたシナリオ等を用いてストレステストを行い、リスクを統合的に評価し、リスク管理委員会等に報告しております。また信用リスク・市場リスク・流動性リスクについても、各リスクに応じた個別のシナリオを用いてストレステストを行うなど、ストレステストによるリスク管理体制の充実を図っております。

■ 信用リスク

信用リスクについては、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む、以下同じ）価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクと定義しております。また、特定先もしくは特定先との密接な財務上の連携がある特定グループ等に、当社の自己資本又は経営体力に対比して信用供与が集中することにより、当該信用供与先の財務状況の悪化等の連鎖によって資産の価値が大幅に減少ないし消失し、大きな損失を被るリスクを信用集中リスクとしております。当社では、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」に基づき、リスクの分散やポートフォリオ管理の考え方を用いて信用リスクをコントロールするための手続き及び基準を定めております。信用リスク管理は、リスク統括部が統括し、定期的にリスク管理委員会に管理状況を報告しております。

信用格付制度

信用格付は、与信先の財務情報を利用して格付モデルによるスコアリングを実施し、さらに債務履行の確実性に影響を与える可能性のある経営リスク、法務リスク等の定性面や外部格付、関連先の信用状況等、入手可能かつ重要な最新の情報を活用して決定され、20段階に区分しております。

案件審査

案件審査は、個別案件ごとに審査部が実施し、信用格付をベースに金融機関の有する公共的・社会的使命を十分考慮しながら銀行の資産の健全性を保持すべく、的確かつ厳正な与信判断を行っております。

エクスポージャー（与信額）管理

信用供与先ごと及び信用供与先のグループごとのエクスポージャーの把握を信用リスク管理の原点として、貸出に限らず他のオン・バランス項目、オフ・バランス項目を総合的に一元管理しております。オフ・バランス取引についてはカレント・エクスポージャー方式にて管理しております。これらをベースに、信用リスク量の計測やモニタリングを行っております。

自己査定について

与信にかかわる資産の自己査定は、「資産査定規程」に基づき、信用格付とリンクした債務者区分をベースに厳正な債権の分類による自己査定を実施し、信用格付ごとの累積デフォルト率等を用いて適正な償却・引当を実施しております。

■ 市場リスク

市場リスクについては、金利、為替、有価証券等の価格など様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスクと定義しており、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクから構成されております。

市場リスクを適切にコントロールするため、リスク管理委員会において、市場リスク管理の基本的考え方を明確にし、それに応じて、ポジション限度、VaRリミット、ロスカットルール等を定めております。市場リスク管理についてはリスク統括部が統括し、日次のポジション・損益及び限度額等の遵守状況等をリスク管理委員会に報告しています。

外国為替取引

市場リスクは極力とらない方針の下、運営しております。ポジション限度、VaRリミットについては必要最低限の枠としております。

資金取引

銀行取引全般についても日次でポジション、VaRの計測、損益の把握を行っております。

■ オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクについては、業務の過程、役員及び社員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクと定義しております。オペレーショナル・リスク管理部門であるリスク統括部が中心となり、管理対象とするリスクカテゴリーを定め、リスク及びコントロールの自己評価プログラム(RCSA)活動、損失データの収集分析等を通してオペレーショナル・リスク管理を行っております。

事務リスク

事務リスクについては、役員及び社員が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクと定義しております。当社では、役員及び社員が、すべての業務に事務リスクが存在していることを理解し、事務リスクを軽減することの重要性を認識して適切な方策を講じております。具体的には、事務統括部が中心となり、業務手順の継続的な整備・改善、システム強化を図るとともに、各部において事務処理が適切に行われるよう事務指導や研修を行っております。また、各部の委員からなる業務品質向上委員会を中心に実効性の高い自店検査の推進、業務全般の改善・向上に資する施策の検討・提言といった活動を展開しております。

システムリスク

システムリスクについては、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されたことにより損失を被るリスクと定義しております。システムに関する管理統括責任部署をIT統括部とし、システム障害やサイバー攻撃等から発生するリスクは、当社のみならず市場全体に影響を及ぼす可能性があることを十分に認識し、運用体制を整備するとともに緊急時の対策等を定めております。

また、災害等の緊急時にも事業継続を可能にするために、代替オフィスであるビジネス・コンティニュイティ・サイト(※)及びディザスター・リカバリー・センター(※)を構築し、定期的に訓練を実施しております。(※ P.19 参照)

情報セキュリティリスク

情報セキュリティリスクについては、情報資産及び情報資産を保持・利用するための環境に対し、機密性・完全性・可用性を維持できず、損失を被るリスクと定義しております。当社では、「情報セキュリティ基本方針」を定め、情報資産の取扱いや情報セキュリティの考え方を明確にすることで、役員及び社員が日常従うべき行動様式の指針としており、情報資産の適切な管理、情報資産の重要度に応じた対策の実施、情報資産へのアクセス権の制限、役員及び社員への定期的な研修等を行うことで、情報セキュリティリスクの軽減に努めております。

さらに、情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティに関する全社的な施策の検討、対策や運用状況の監視を行い、必要に応じて改善を図っております。

法務コンプライアンスリスク

法務コンプライアンスリスクについては、当社が遵守すべき法令、内部規程・業務細則等を遵守できず損失を被るリスク及び顧客保護等において不適切な方法により業務を遂行したことにより損失を被るリスクと定義しております。

当社では、法務コンプライアンスリスクの管理を行うコンプライアンス統括部を設置し、法令等遵守の徹底を図っております。近年、金融業務はますます高度化かつ複雑化しており、金融機関が対処すべきリスクも多様化しております。そのような中で、法令のみならず各種規制や社会的要請の確認も重要な役割となってきております。当社では、コンプライアンス統括部を中心に業務上発生するおそれのある法令等に関する問題につき適切な対応を行う体制を整備しております。

外部委託リスク

外部委託リスクについては、当社の業務の一部を外部へ委託している場合において、外部委託先の法令等遵守、顧客保護等及びオペレーション等の観点から、適切な委託業務の遂行が行われないことにより損失を被るリスクと定義しております。当社では、業務の外部委託の可否の決定や委託先の選定に係る基準を定めるとともに、委託先の業務遂行状況について定期的にモニタリングを行うなど、委託先を適切に管理する体制を整備しております。

内部管理態勢ーリスク管理

人的リスク

人的リスクについては、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為により損失を被るリスクと定義し、人事総務部が中心となり、社員の雇用形態等に応じた適切な人事管理及び人事運営を行うことを基本とし、教育・研修や職場指導等の管理を行っております。

有形資産リスク

有形資産リスクについては、災害その他の事象により有形資産が毀損・滅失し損失を被るリスクと定義し、人事総務部が中心となり、当社が所有する有形資産の現状を把握し、災害や不法行為等による損害の発生に備えた管理を行っております。

その他のオペレーショナル・リスク

上記以外のオペレーショナル・リスクをその他のオペレーショナル・リスクとし、オペレーショナル・リスク管理部門において必要な対応を検討する体制としております。

流動性リスク

流動性リスクについては、運用と調達の間期のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）、及び市場の混乱等により市場において取引ができないなど、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）と定義しております。

当社では、流動性リスク管理体制の強化、管理手法の高度化に努めるとともに、流動性に十分に配慮した業務運営を行っており、月次で開催されるリスク管理委員会、及びALM委員会において資金ポジションの状況や取扱商品ごとの市場動向等の確認を行い、今後の方針について決定しております。

また、円貨・外貨の資金繰りについては日々モニタリングを行っており、月次で開催されるリスク管理委員会、及びALM委員会に報告しております。

さらに、資金流動性等に応じ、資金繰り逼迫モードを設定し、モードごとに管理基準を設け、それに応じた資金ポジションの管理を行っております。

銀行勘定の金利リスク

銀行勘定の金利リスクについては、金利変動に伴い、銀行勘定の資産価値が変動し損失を被るリスク、及び将来受け取る金利収益が減少するリスク、と定義しております。

月次で開催されるリスク管理委員会等において当該リスクの状況を報告するなど、適切にモニタリング及び管理を行っております。

■ ビジネス・コンティニュイティ

当社は企業経営に重大な影響を及ぼす様々な被災に的確に対処することが、企業の持続的な発展に必要不可欠であると考えております。

当社の使命は「お客様からお預かりしている財産をしっかりと守ること」であり、お客様にとって、安心し、信頼いただける信託銀行であり続けることと考えております。

そのため、「日常業務の継続のためのビジネス・コンティニュイティ・プランの策定と必要データ（マーケット情報、取引・約定、資金と有価証券の決済、社会経済情報等）の確保」をコンセプトとして、不測の事態に備えて以下の取組みを行っております。

組織体制

当社では、災害・サイバーテロ・重大事故など各種の緊急事態への対策に関して検討を行い、経営会議に意見具申及び報告を行うことを目的とする危機管理委員会を設置しております。

危機管理委員会は、被災その他の事由によるオフィス又はシステムの使用不能時の対策を検討するとともに、緊急時には対策本部の中心的な役割を担うこととなっております。

ビジネス・コンティニュイティ・プランの策定

災害やサイバーテロ等発生時の対応を円滑に行うための計画書としてコンティンジェンシー・プランを策定しております。

災害等に対する基本方針、被災の定義、被災シナリオのほか、緊急事態への準備として、緊急時の対応組織、人員と資産の安全確保、通信手段の確保等を取りまとめております。

また、各業務部署では、緊急時の業務継続方法について、優先順位の決定と代替業務手段を定めるとともに、チェックリストを作成し、業務再開訓練でその実効性を検証しております。

インフラ面の整備

ビジネス・コンティニュイティ・プランに基づき、以下のような施策を行うことで、設備の充実を図っております。

ビジネス・コンティニュイティ・サイト(BCS)の構築

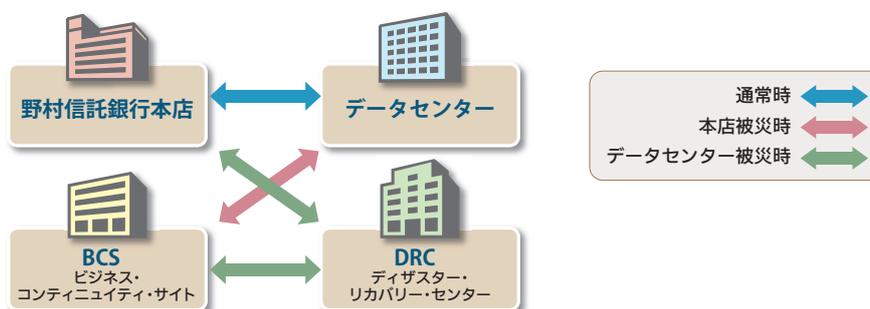
野村信託銀行本店において業務が継続できない場合、主要業務を持続させるために必要なオフィスとして、BCSを構築し、稼働させております。

設置場所については、地盤が強固なこと、本店からの距離、生活都市圏であることなどの諸条件を勘案して決定しました。

ディザスター・リカバリー・センター(DRC)の構築

通常使用しているデータセンター内のサーバ類は二重化されており、個々のサーバに障害が発生した場合は、データセンター内で迅速に切り替えが行われる体制となっております。

さらに、大規模災害等によってデータセンターが被災した場合に備えて、システムデータをバックアップする目的でデータセンターとは十分離れた場所にDRCを設置しております。



ビジネス・コンティニュイティ・プランに基づく業務再開訓練

被災時間、被災場所、被災範囲の観点から組み合わせた被災シナリオに対応して、定期的にBCSへの避難及び業務再開訓練を行っております。また、DRCへの切替訓練についても年1回以上行っております。

内部管理態勢—顧客保護等管理

■ 顧客保護等管理

当社では、顧客保護に関する基本的な方針として「顧客保護等管理方針」及び「利益相反管理方針」を制定し、お客様の正当な利益の保護及び利便性の向上を目的とした顧客保護等管理態勢の整備、強化を図っており、「顧客説明管理」、「顧客サポート等管理」、「顧客情報管理」、「外部委託管理」、「利益相反管理」について、顧客保護に関する内部手続きの実効性確保に努めております。

また、「顧客保護等委員会」を組織して、各管理の継続的な取組みを行うとともに、経営会議等に対して定期的又は必要に応じて随時、状況報告を行います。経営会議等は、当該報告に基づき当社における顧客保護等管理態勢の有効性を検証し、適宜、見直しを行います。

■ 利益相反管理方針

当社では、「利益相反管理方針」を策定し、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を適正に管理する体制を整備しております。「利益相反管理方針」においては、管理の対象となる利益相反取引を特定及び類型化するとともに、利益相反管理体制等につき規定しています。

「利益相反管理方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

■ 勧誘方針

当社では、「金融商品の販売等に関する法律」等に基づき、「勧誘方針」を制定し、この方針に則り、お客様に金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。

「勧誘方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

■ 個人情報保護方針

当社では、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、「個人情報保護方針」を制定し、この方針に則り、個人情報の漏えい等の防止や個人情報の安全管理のための必要な措置を実施し、適切な個人情報管理を行っております。

「個人情報保護方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

■ 特定個人情報等の取扱いに関する基本方針

当社では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等に基づき、「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」を制定し、この方針に則り、個人番号を含む特定個人情報等の漏えい等の防止や安全管理のための必要な措置を実施し、適切な特定個人情報等管理を行っております。

「特定個人情報等の取扱いに関する基本方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

■ 最良執行方針

当社では、金融商品取引法第33条の2に規定される登録金融機関業務として、お客様から国内の金融商品取引所に上場されている有価証券について、ご注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合は、「最良執行方針」に則り、執行を取り次ぐことに努めております。

「最良執行方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

■ お客様本位の業務運営を実現するための方針

当社では、「お客様本位の業務運営を実現するための方針」を策定し、野村グループの信託銀行として、銀行、信託、証券の文化が融合して生まれるダイナミズムをベースに、「すべてはお客様のために」という基本理念に基づき、お客様に真にご満足いただけるサービスの提供を追求しております。

「お客様本位の業務運営を実現するための方針」は、当社ホームページ (<https://www.nomura-trust.co.jp/>) をご覧ください。

内部管理態勢—金融円滑化

■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

(1) 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当社の役員及び社員は、当社の営む業務の公共性及び社会的責任を自覚した上で、業務の健全かつ適切な運営の確保に留意しつつ、適切かつ積極的な金融仲介機能を十全に発揮するため、中小企業のお客様からの新規融資や貸付けの条件の変更等の申込みに対して、お客様の経営実態等を踏まえて審査し、その対応についてお客様に適切かつ十分に説明するとともに、必要に応じて適切に経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みへの支援を行う方針です。

また、経営者保証についても、経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図るとともに、合理性が認められる保証契約の在り方に基づく適切な対応を行います。

(2) 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

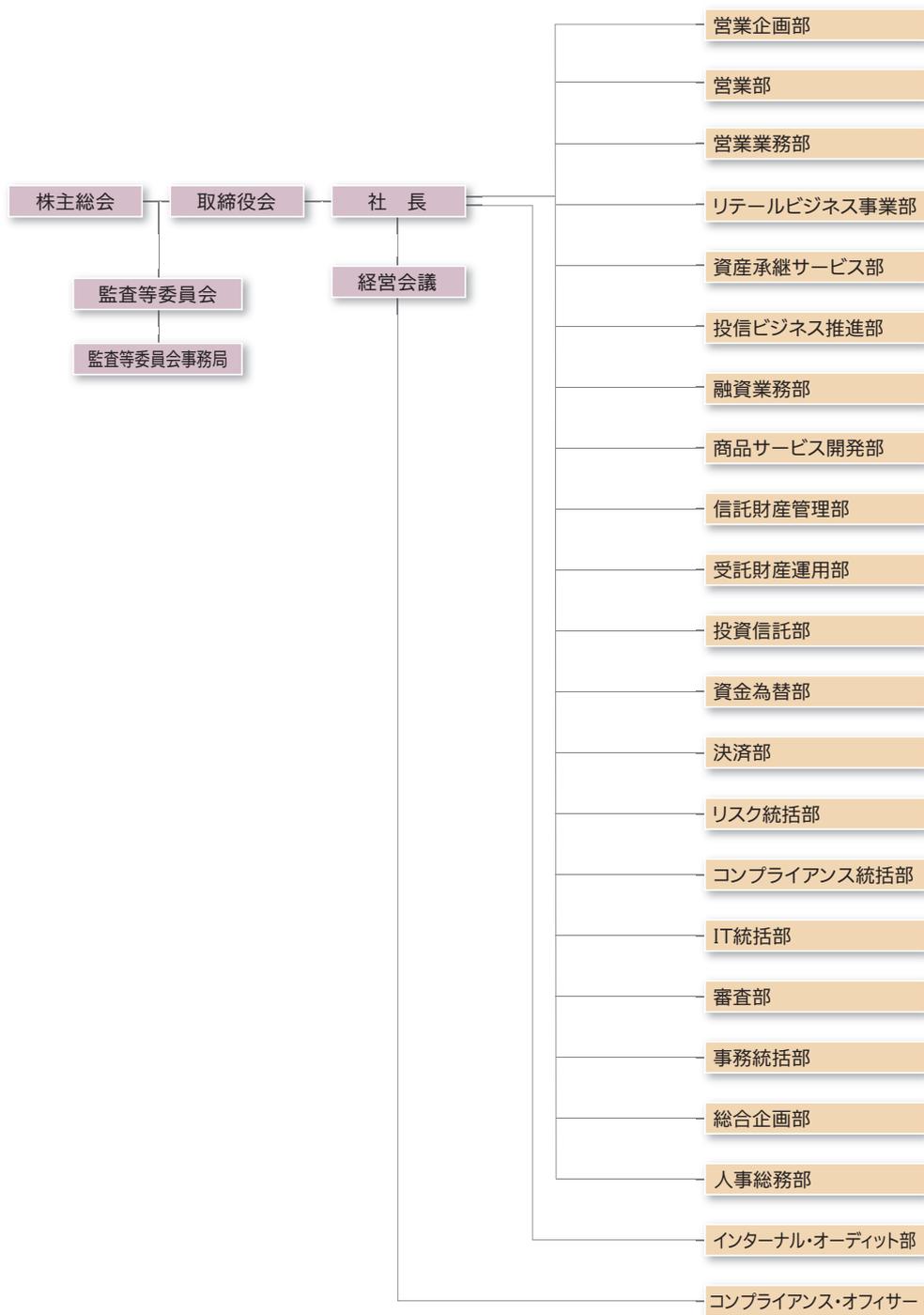
当社における金融円滑化管理態勢を統括するものとして、金融円滑化管理責任者をおき、中小企業のお客様の経営支援については営業推進部門及び与信審査部門と連携し、経営相談、経営指導を行うとともに、経営再建計画の策定に向けた対応を行う態勢としております。また、中小企業のお客様の経営支援に関する業務運営に際しては、税理士・弁護士・公認会計士等の外部専門家や外部機関等と、守秘義務に留意しつつ、適切な連携を行います。

(3) 中小企業の経営支援及び地域の活性化に関する取組み状況

お客様からの相談等に応じ、真摯かつ誠実に対応し、専門的な知見を積極的に活用するとともに、必要に応じて、外部専門家・外部機関等とのネットワークなどを活用し、お客様のライフステージや事業の持続可能性の程度等を適切かつ慎重に見極めた上で最適なソリューションを提供することにより、地域の活性化に貢献するよう努めます。

組織図

■ 組織機構図 (令和元年 7 月 1 日現在)



役員・従業員の状況等

■ 役員（令和元年7月1日現在）

取締役		執行役員		
取締役会議長	南村 芳寛	社長	木村 賢治	
代表取締役	木村 賢治	常務	池田 敏之	ビジネス統括
取締役	神戸 聖治	常務	五味 夏樹	コーポレート担当
取締役	柳井 健寿	常務	西野 範彦	コーポレート担当
取締役	小川 祥司	執行役員	荒木 伸哲	営業担当
取締役	鳥海 智絵	執行役員	大木 満	営業担当
取締役	大塚 徹	執行役員	柳川 譲	営業企画担当
		執行役員	富永 康仁	信託業務・業務改革担当
		執行役員	橋本 伊知郎	投資信託・IT担当

■ 従業員の状況

	平成 27 年 3 月末	平成 28 年 3 月末	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
従業員数	435	441	457	451	460
平均年齢	42 歳 1 ヶ月	42 歳 4 ヶ月	42 歳 11 ヶ月	43 歳 5 ヶ月	43 歳 6 ヶ月
平均勤続年数	5 年 6 ヶ月	5 年 1 ヶ月	6 年 0 ヶ月	6 年 10 ヶ月	7 年 5 ヶ月
平均給与月額	552 千円	545 千円	535 千円	549 千円	560 千円

■ 格付情報（令和元年7月1日現在）

S&P		JCR	R&I	
長期格付	短期格付	長期格付	長期格付	短期格付
A	A-1	AA-	A+	a-1

■ 当社が契約している指定紛争解決機関

一般社団法人 全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 又は 03-5252-3772

一般社団法人 信託協会

連絡先 信託相談所

電話番号 0120-817-335 又は 03-6206-3988

業務の内容

■ 信託業務

- 特定金銭信託・特定金外信託
主として有価証券への運用を目的として、委託者の指図どおりに運用・管理を行う信託です。
- 単独運用指定金銭信託（指定単）、単独運用指定金外信託（ファンドトラスト）
委託者が指定した運用財産の種類・運用方法等の範囲内で、受託者の裁量によって運用・管理を行う信託です。
- 合同運用指定金銭信託
同一の契約、約款に基づき信託財産を他の信託財産と合同して運用・管理する金銭信託です。
- 包括信託
有価証券と金銭等の複数の財産を一つの信託により引き受ける信託です。
- 投資信託
委託者（投資信託委託会社）の指図に基づいて信託財産を有価証券・不動産等に運用し、受益権を分割して複数の者に取得させる目的の信託です。
投資信託委託会社の指図に従って、有価証券の受渡決済、権利処理、保管等の業務及び各ファンドの純資産額・基準価額等の照合を行っております。
- 有価証券の信託
信託設定の際の信託財産が有価証券である信託です。
有価証券の信託の種類としては、委託者の目的により、(1) 有価証券の管理自体を目的とする有価証券管理信託、(2) 運用を目的とする有価証券運用信託、(3) 有価証券の処分を目的とする有価証券処分信託の3種類があります。

■ 相続関連業務

- 遺言信託業務
遺言者が作成した公正証書遺言の保管、相続発生後における相続人の確定及び財産目録作成、遺言の執行（名義変更・換価処分等）などを行います。
- 遺産整理業務
相続人の確定から財産目録作成、遺産分割協議書の作成サポート、遺産整理（名義変更・換価処分等）まで、全相続人の委託を受けて遺産整理事務を行います。

■ 銀行業務

- 預金業務
普通預金、当座預金、定期預金、外貨預金、譲渡性預金等を取扱っております。
- 貸付業務
証書貸付、当座貸越等を取扱っております。
- 内国為替業務
送金、振込等を取扱っております。
- 外国為替業務
外国送金、その他外国為替に関する各種業務を取扱っております。

■ 証券その他業務

- 投信窓販業務、口座管理機関業務
投信窓販業務：ファンド・オブ・ファンズに組み入れられた、又は年金専用に設定された私募投信を中心に販売しております。
口座管理機関業務：地銀・第二地銀のお客様をはじめ地域金融機関の投信窓販のサポーターとして、振替投信の口座管理を行っております。
- 社債等管理業務、財務代理人業務
社債等管理業務：社債の発行に際して投資家保護の観点から、会社法上設置を義務付けられている社債管理人の業務を行っております。
財務代理人業務：社債管理人を設置しない債券の発行・期中・償還事務（元利金の支払い事務等）を発行会社の代理人として行っております。
- 投資助言・代理業、投資運用業
信託契約あるいは投資一任契約を通じて資産運用サービスを提供しております。

当社のあゆみ

沿革

平成 5年	8月	「野村信託銀行株式会社」設立（資本金：300億円）＜8月24日＞
	10月	開業、役職員数71名でスタート＜10月1日＞
平成 6年	6月	社債等登録機関に指定
平成 7年	9月	日本国内初の財務代理人に就任
	11月	全国銀行内国為替制度への加入
平成 9年	10月	特定金銭信託業務、指定金銭信託業務の認可取得
平成11年	11月	年金信託業務、合同運用指定金銭信託業務の認可取得
平成13年	10月	野村証券グループ（現「野村グループ」）が持株会社体制に移行
平成14年	1月	確定拠出年金における資産管理機関業務を受託
	2月	不動産信託業務、証券代行業務、各種代理事務等の認可取得
平成15年	6月	委員会等設置会社へ移行
平成16年	7月	本店を東京都中央区日本橋から東京都千代田区大手町へ移転
平成17年	3月	野村証券を信託契約代理店として業務取扱開始
	6月	担保権、知的財産権の信託等の取扱、遺言の執行・遺産整理業務等の認可取得
	11月	投資信託受託残高が5兆円を突破
平成18年	2月	「もちロン」（従業員持株会提携ローン）の営業取扱開始
	7月	投資一任契約に係る業務の認可取得
	9月	野村証券を銀行代理店として業務取扱開始 野村ホームバンキング（現「バンキングサービス」）のサービス開始
平成19年	4月	投資信託受託残高が10兆円を突破
	5月	大阪出張所（大阪オフィス）を開設（平成28年7月閉鎖）
	8月	「E-Ship」（信託型従業員持株インセンティブ・プラン）の営業取扱開始
平成20年	7月	野村 Web プラスローン（現「野村 Web ローン」）を 野村ホームバンキング（現「バンキングサービス」）にてサービス開始
平成21年	10月	日興シティ信託銀行（平成22年3月NCT信託銀行へ商号変更）を子会社化
平成22年	7月	野村信託銀行とNCT信託銀行が合併（存続会社：野村信託銀行株式会社）
平成23年	5月	野村証券、野村アセットマネジメントと共同で、東日本復興支援ファンドを設定
平成24年	10月	野村ホームバンキング（現「バンキングサービス」）のシステムを全面刷新
平成25年	10月	開業20周年
平成27年	4月	野村証券を代理店として相続関連サービスの取扱開始
平成28年	4月	野村ホームバンキング（現「バンキングサービス」）と 野村証券が提供する「野村ネット&コール」との接続を開始
平成30年	1月	野村証券を代理店として「ラップ信託」（遺言代用信託）の営業取扱開始
平成31年	4月	監査等委員会設置会社へ移行

銀行代理業を営む営業所一覧

■ 野村信託銀行を所属銀行とする銀行代理業者

野村證券株式会社

■ 銀行代理業者（野村證券）が銀行代理業務を営む営業所一覧（令和元年7月1日現在）

本店	つくば支店	練馬支店	塚口支店
大阪支店	鶴見支店	八王子支店	天王寺支店
名古屋支店	所沢支店	府中支店	豊中支店
	戸塚支店	町田支店	奈良支店
	平塚支店	プライベートバンキング銀座オフィス	なんば支店
北海道	藤沢支店	北陸	西宮支店
旭川支店	船橋支店	金沢支店	東大阪支店
釧路支店	松戸支店	富山支店	姫路支店
札幌支店	水戸支店	新潟支店	枚方支店
とちぎ帯広営業所	武蔵小杉支店	福井支店	和歌山支店
函館支店	横須賀支店	中部	プライベートバンキング京都オフィス
東北	横浜支店	岡崎支店	中国
青森支店	横浜馬車道支店	春日井支店	岡山支店
秋田支店	東京都内	金山支店	倉敷支店
いわき営業所	池袋支店	刈谷支店	下関支店
郡山支店	池袋メトロポリタンプラザ支店	岐阜支店	徳山支店
仙台支店	上野支店	静岡支店	広島支店
八戸支店	大森支店	津支店	福山支店
福島支店	荻窪支店	豊田支店	松江支店
盛岡支店	蒲田支店	豊橋支店	米子支店
山形支店	吉祥寺支店	長野支店	米子支店鳥取営業所
関東	京王新宿店	名古屋駅前支店	四国
青葉台支店	小岩支店	沼津支店	高知支店
厚木支店	国分寺支店	浜松支店	高松支店
市川支店	五反田支店	松本支店	徳島支店
宇都宮支店	品川支店	四日市支店	松山支店
浦和支店	渋谷支店	近畿	九州・沖縄
太田支店	自由が丘支店	明石支店	大分支店
小田原支店	新宿駅西口支店	茨木支店	鹿児島支店
柏支店	新宿支店	上本町支店	北九州支店
鎌倉支店	新宿野村ビル支店	梅田支店	熊本支店
川口支店	新橋支店	大津支店	久留米支店
川越支店	成城支店	岡本支店	佐賀支店
川崎支店	千住支店	学園前支店	佐世保支店
熊谷支店	立川支店	川西支店	長崎支店
甲府支店	田無支店	岸和田支店	福岡支店
越谷支店	玉川支店	京都支店	宮崎支店
さいたま支店	調布支店	神戸支店	那覇支店
さいたま支店大宮東口店	田園調布支店	堺支店	
相模原支店	東京支店	千里支店	
新百合ヶ丘支店	虎ノ門支店	大東支店	
高崎支店	中野支店	高槻支店	
たまプラーザ支店	中目黒支店	宝塚支店	
千葉支店			

財務データ

Contents

財務諸表	28
主要な業務の状況を示す指標	44
内国為替・外国為替に関する指標	47
預金に関する指標	48
貸出金等に関する指標	51
有価証券等に関する指標	55
有価証券等の時価情報	58
デリバティブ取引情報	60
信託業務に関する指標	62
経営諸比率の状況	66
役員報酬	68
パーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（自己資本の構成）（平成31年3月末）	70
パーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定性）（平成31年3月末）	72
パーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定量）（平成31年3月末）	78
パーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（自己資本の構成）（平成30年3月末）	84
パーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定性）（平成30年3月末）	86
パーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定量）（平成30年3月末）	90

財務諸表の適正性及び作成に係る内部監査の有効性について

令和元年6月27日
野村信託銀行株式会社
代表取締役社長
木村 賢治

野村信託銀行株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの2019年ディスクロージャー誌に関して、私の知る限りにおいて、下記事項を確認いたします。

記

1. 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（財務諸表）は、すべての重要な点において、適正に表示されていることを確認いたしました。
2. 当該確認を行うにあたり、インターナル・オーディット部による報告を含め、財務諸表の適正な開示が合理的に保証される内部統制及び手続きが有効に機能していることを確認いたしました。

以上

本誌に掲載する財務資料のうち、会社法第435条第2項に定められた計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）については、会社法第436条第2項1号の規程に基づき、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査を受けており、同監査法人より適正意見が表明されております。

財務諸表

■ 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
資産の部		
現金預け金	219,110	346,771
現金	1	0
預け金	219,109	346,770
有価証券	511,829	489,558
国債	122,112	104,605
地方債	37,541	56,679
社債	163,350	105,143
その他の証券	188,825	223,130
貸出金	529,275	601,520
手形貸付	1,582	—
証書貸付	306,754	354,920
当座貸越	220,938	246,600
外国為替	2,199	2,270
外国他店預け	2,162	2,270
取立外国為替	37	0
その他資産	20,753	28,013
前払費用	162	217
未収収益	3,768	4,522
金融派生商品	15,345	5,700
金融商品等差入担保金	—	1,772
その他の資産	1,476	15,800
有形固定資産	720	927
建物	179	168
その他の有形固定資産	541	759
無形固定資産	6,027	6,554
ソフトウェア	3,887	4,138
ソフトウェア仮勘定	2,087	2,389
のれん	51	25
その他の無形固定資産	1	1
繰延税金資産	1,166	1,096
貸倒引当金	△ 1,521	△ 1,379
資産の部合計	1,289,563	1,475,334

■ 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
負債の部		
預金	818,364	981,328
当座預金	7,522	16,769
普通預金	260,579	387,123
定期預金	437,802	472,238
その他の預金	112,459	105,197
譲渡性預金	34,551	31,951
コールマネー	25,052	20,928
借入金	142,331	145,554
借入金	142,331	145,554
信託勘定借	176,295	215,105
その他負債	29,948	16,845
未払法人税等	241	227
未払費用	2,087	2,478
前受収益	606	425
金融派生商品	18,165	12,163
金融商品等受入担保金	7,261	965
資産除去債務	129	132
その他の負債	1,457	452
賞与引当金	1,052	888
退職給付引当金	1,090	1,157
負債の部合計	1,228,685	1,413,759
純資産の部		
資本金	35,000	35,000
資本剰余金	13,270	13,270
資本準備金	5,000	5,000
その他資本剰余金	8,270	8,270
利益剰余金	11,832	12,655
利益準備金	1,321	1,428
その他利益剰余金	10,510	11,226
繰越利益剰余金	10,510	11,226
株主資本合計	60,102	60,925
その他有価証券評価差額金	2,406	4,185
繰延ヘッジ損益	△ 1,631	△ 3,535
評価・換算差額等合計	775	649
純資産の部合計	60,877	61,575
負債及び純資産の部合計	1,289,563	1,475,334

財務諸表

■ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
経常収益	25,907	24,810
信託報酬	8,932	9,042
資金運用収益	10,535	12,370
貸出金利息	4,353	5,212
有価証券利息配当金	4,073	5,457
コールローン利息	47	22
預け金利息	△ 82	△ 124
金利スワップ受入利息	2,137	1,783
その他の受入利息	5	19
役務取引等収益	2,956	2,433
受入為替手数料	448	471
その他の役務収益	2,507	1,962
特定取引収益	0	—
特定金融派生商品収益	0	—
その他業務収益	3,482	819
外国為替売買益	1,547	89
国債等債券売却益	1,935	730
その他経常収益	0	143
貸倒引当金戻入益	—	142
その他の経常収益	0	1
経常費用	24,102	22,714
資金調達費用	7,273	5,384
預金利息	1,737	2,796
譲渡性預金利息	3	2
コールマネー利息	329	479
借入金利息	29	20
金利スワップ支払利息	5,171	2,084
その他の支払利息	0	2
役務取引等費用	952	1,103
支払為替手数料	260	268
その他の役務費用	692	835
その他業務費用	710	1,812
国債等債券売却損	181	328
金融派生商品費用	529	1,483
営業経費	15,031	14,412
その他経常費用	134	1
貸倒引当金繰入額	133	—
その他の経常費用	0	1
経常利益	1,804	2,096

■ 損益計算書（続き）

（単位：百万円）

科 目	平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
特別利益	32	38
その他の特別利益	32	38
特別損失	161	65
固定資産処分損	145	65
減損損失	16	—
税引前当期純利益	1,674	2,068
法人税、住民税及び事業税	627	583
法人税等調整額	△ 36	126
法人税等合計	591	709
当期純利益	1,083	1,359

■ 株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	平成 31 年 3 月期									
	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計		
資本準備金		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金					
当期首残高	35,000	5,000	8,270	13,270	1,321	10,510	11,832	—	60,102	
当期変動額										
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
剰余金の配当	—	—	—	—	107	△ 643	△ 536	—	△ 536	
当期純利益	—	—	—	—	—	1,359	1,359	—	1,359	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
当期変動額合計	—	—	—	—	107	716	823	—	823	
当期末残高	35,000	5,000	8,270	13,270	1,428	11,226	12,655	—	60,925	

（単位：百万円）

	平成 31 年 3 月期			
	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,406	△ 1,631	775	
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△ 536
当期純利益	—	—	—	1,359
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,778	△ 1,904	△ 125	△ 125
当期変動額合計	1,778	△ 1,904	△ 125	697
当期末残高	4,185	△ 3,535	649	61,575

財務諸表

■ 株主資本等変動計算書（続き）

（単位：百万円）

平成 30 年 3 月期										
	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金				
当期首残高	35,000	5,000	8,270	13,270	1,147	10,473	11,620	—	59,890	
当期変動額										
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
剰余金の配当	—	—	—	—	174	△ 1,046	△ 872	—	△ 872	
当期純利益	—	—	—	—	—	1,083	1,083	—	1,083	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
当期変動額合計	—	—	—	—	174	36	211	—	211	
当期末残高	35,000	5,000	8,270	13,270	1,321	10,510	11,832	—	60,102	

（単位：百万円）

平成 30 年 3 月期				
	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	4,689	△ 2,992	1,697	61,588
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△ 872
当期純利益	—	—	—	1,083
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△ 2,283	1,361	△ 921	△ 921
当期変動額合計	△ 2,283	1,361	△ 921	△ 710
当期末残高	2,406	△ 1,631	775	60,877

■ キャッシュ・フロー計算書（単体・間接法）

（単位：百万円）

科 目	平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,674	2,068
減価償却費	2,474	2,028
減損損失	16	—
貸倒引当金の増減(△)	133	△ 142
賞与引当金の増減(△)	40	△ 164
退職給付引当金の増加額	126	66
その他の特別利益	△ 32	△ 38
資金運用収益	△ 10,535	△ 12,370
資金調達費用	7,273	5,384
有価証券関係損益(△)	△ 1,753	△ 401
為替差損益(△)	4,879	△ 1,377
固定資産処分損益(△)	145	65
特定取引資産の純増(△)減	270	—
特定取引負債の純増減(△)	△ 270	—
金融派生商品(資産)の純増(△)減	4,745	9,645
金融派生商品(負債)の純増減(△)	△ 6,524	△ 6,002
繰延ヘッジ損失の増(△)減	2,914	△ 2,227
繰延ヘッジ利益の増減(△)	△ 275	34
貸出金の純増(△)減	△ 71,037	△ 72,393
預金の純増減(△)	67,279	162,964
譲渡性預金の純増減(△)	2,050	△ 2,600
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	11,421	3,223
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△ 7	0
保証金・委託金による純増(△)減	5,447	△ 23,118
コールマネー等の純増減(△)	△ 60,202	△ 4,123
外国為替(資産)の純増(△)減	2,683	△ 70
信託勘定借の純増減(△)	△ 111,829	38,809
資金運用による収入	14,805	12,614
資金調達による支出	△ 10,731	△ 5,952
仮払金の純増(△)減	2,090	543
その他	△ 991	154
小計	△ 143,718	106,621
法人税等の支払額	△ 450	△ 581
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 144,169	106,040
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 161,836	△ 137,071
有価証券の売却による収入	51,999	64,144
有価証券の償還による収入	153,246	97,862
有形固定資産の取得による支出	△ 428	△ 468
有形固定資産の売却による収入	—	—
無形固定資産の取得による支出	△ 3,820	△ 2,311
投資活動によるキャッシュ・フロー	39,160	22,155
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	—	—
自己株式の取得による支出	—	—
配当金の支払額	△ 872	△ 536
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 872	△ 536
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△ 105,881	127,660
VI 現金及び現金同等物の期首残高	324,981	219,100
VII 現金及び現金同等物の期末残高	219,100	346,760

〔現金及び現金同等物の範囲〕

現金及び現金同等物の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

財務諸表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年 ～ 45年

器具備品 3年 ～ 20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、当社基準に定めた外部格付機関により査定基準日直前に公表された累積デフォルト率に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破

綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。なお、特定海外債権については、該当ありません。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に規定する包括ヘッジによる繰延ヘッジ、及び個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺する包括ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、相場変動を相殺する個別ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定を省略しております。

また、一部の金融資産から生じる金利リスクをヘッジする目的で、金利スワップの特例処理を適用しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額は該当ありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額については、該当ありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

財務諸表

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額については、該当ありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額は該当ありません。

5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日）に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、5,000百万円であります。原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、40,074百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	133,838百万円
貸出金	5,613百万円

担保資産に対応する債務

借入金	554百万円
-----	--------

上記のほか、為替・有価証券決済の担保及び信託業の営業保証金等として有価証券9,280百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金15,149百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,207百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが15,707百万円、1年超のものが2,500百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 3,017百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務については、該当ありません。

10. 取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債権については、該当ありません。

11. 取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債務については、該当ありません。

12. 関係会社に対する金銭債権総額 43百万円

13. 関係会社に対する金銭債務総額 490百万円

14. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、107百万円であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	－百万円
役務取引等に係る収益総額	14 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	－百万円
その他の取引に係る収益総額	－百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0 百万円
役務取引等に係る費用総額	－百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	766 百万円
その他の取引に係る費用総額	－百万円

2. 関連当事者との取引に関する事項

- (1) 親会社及び法人主要株主等 一般的な取引条件であるものを除き、重要な取引はありません。
- (2) 子会社及び関連会社等 該当事項はありません。
- (3) 兄弟会社等 一般的な取引条件であるものを除き、重要な取引はありません。
- (4) 役員及び個人主要株主等 該当事項はありません。

3. 「その他経常収益」には、貸倒引当金戻入益 142 百万円を含んでおります。

4. 「預け金利息」には、マイナス金利の取引分を含めて計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
発行済株式	800	－	－	800	
普通株式	800	－	－	800	－

なお、自己株式については該当ありません。

2. 発行している新株予約権及び自己新株予約権については該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成 30 年 5 月 11 日 取締役会	普通株式	536 百万円	670 円	平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 6 月 1 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当該事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和元年 5 月 13 日 取締役会	普通株式	672 百万円	その他利益 剰余金	840 円	平成 31 年 3 月 31 日	令和元年 6 月 3 日

財務諸表

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、野村グループの信託銀行として、預金・融資・為替といった「銀行ビジネス」、お客様の財産をお預かりして運用・管理する「信託ビジネス」、及び有価証券取引等の「証券・運用ビジネス」を展開しております。野村証券を銀行代理店及び信託契約代理店とした代理店業務では、「バンキングサービス」（インターネットバンキングサービス）を利用した個人向け預金商品や、法人向け円貨仕組預金を提供しております。これらの代理店チャネルからの預金に加え、譲渡性預金、借入金等により、資金を調達しております。

調達された資金は、野村グループの国内営業基盤の優位性を活用し、富裕層向け融資や「野村 Web ローン」といった有価証券等を担保とするローン商品、有価証券をリパッケージしたローン商品、クレジットリンク・ローン、及び公社債・投資信託等の有価証券投資で運用しております。

これらの金融資産・負債から生じる市場リスク及び流動性リスクは、フロント部門での管理に加え、独立したミドルオフィス、ALM 委員会及びリスク管理委員会で総合的に管理しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社は、貸出金及び有価証券を中心に運用しており、それぞれ顧客の債務不履行リスク及び発行体のデフォルトリスクが存在しております。貸出金残高の 6 割程度を占める有価証券等を担保としたローン商品は、保全率が高く、信用リスクは限定されております。一方、有価証券等担保ローン以外の貸出金は、高格付の相手先への貸出が中心ではあるものの、経済環境等の状況変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券は、主に国債、地方債、政府関係機関債、社債、投資信託で構成されており、大部分は「その他有価証券」に該当します。また、一部の有価証券は金利スワップ取引により金利リスクをヘッジしており、それらの取引にはヘッジ会計を適用しております。

コールマネーに代表される市場からの資金調達は、金融環境によっては市場規模が縮小し、円滑な資金調達に支障をきたす可能性があります。担保適格の有価証券を保有することで、流動性リスクを一定水準に抑えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社では、信用供与先の財務状況の悪化等による不良債権の発生を未然に防ぐため、貸出金・有価証券ともに、個別案件・発行体ごとに審査部門が審査を実施しております。また、信用供与先ごと及び信用供与先のグループごとのエクスポージャー管理を日次で行うとともに、統計的な手法によるリスク計測を定期的実施しております。

ローン商品では、信用格付に基づいたプライシング運営の推進、及び与信集中リスクをコントロールするための業種別リスク量リミットの導入といった与信ポートフォリオ運営の高度化に取り組んでおります。加えて、有価証券を担保としたローン商品については、回収リスクを一定水準に抑えるために、担保設定されている株式の市場での売買状況等を定期的にモニターしております。

② 市場リスクの管理

1) 市場リスクの管理体制

当社では、執行役会で市場リスク管理の基本的考え方を明確化し、それに応じて、ポジション限度、VaR リミット、ロスカットルール等を設定することで、市場リスクを適切にコントロールしております。外国為替取引においては、市場リスクは極力とらない方針の下、必要最低限のポジション限度、VaR リミットで運営しております。貸出金、預金及び資金証券取引においては、商品ごとに残高枠を設定するとともに、金利変動による損失リスクを許容範囲に抑える目的で、金利スワップ取引等によるヘッジ取引を行っております。これらの銀行勘定の運営計画は、半年ごとに ALM 委員会及びリスク管理委員会で審議され、執行役会で承認されております。また、日々のポジション及び損益の状況は、リスク統括部から毎営業日、執行役及び関係部署に報告されております。

2) 市場リスクに係る定量的情報

当社では、市場リスクを「金利、為替、有価証券価格等の変動により損失を被るリスク」とし、ヒストリカル・シミュレーション法（信頼区間 99%、保有期間はトレーディング業務 10 日間、バンキング業務 20 日間）による VaR で市場リスク量を計測しております。平成 31 年 3 月末現在で当社のトレーディング業務（外国為替取引）の市場リスク量（損失額の推定値）は 14 百万円、バンキング業務の市場リスク量は 674 百万円となっ

ております。

なお、当社では、モデルが算出する VaR と実際の損益を比較するバックテストを実施しております。平成 31 年 3 月期にトレーディング業務を対象に実施したバックテストの結果、実際の損益が VaR を超えたことはなく、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉しきれない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

当社は、資産・負債の特性や経営計画、市場変動等を総合的に把握し、必要な資金を円滑に確保し、予想外の損失の発生を未然に防止することを流動性リスク管理の基本方針としております。月次で開催される ALM 委員会において、資金ポジションの状況や取扱商品ごとの市場動向等の確認を行い、今後の方針を決定しております。

日々の資金繰りの状況は、リスク統括部から毎営業日、執行役及び関係部署に報告されております。また、資金調達状況に応じて「平常」、「注意」、「懸念」、「危機」のモードを設定し、モードごとの対応策を適時実施する体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に依拠した場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 31 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注2) 参照)

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	346,771	346,771	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	32,063	36,254	4,190
その他有価証券	455,354	455,354	—
(3) 貸出金	601,520		
貸倒引当金 (*1)	△ 1,090		
	600,429	600,461	31
(4) 外国為替	2,270	2,270	—
資産計	1,436,889	1,441,112	4,222
(1) 預金	981,328	981,328	—
(2) 譲渡性預金	31,951	31,951	—
(3) コールマネー	20,928	20,928	—
(4) 借入金	145,554	145,554	—
(5) 信託勘定借	215,105	215,105	—
負債計	1,394,868	1,394,868	—
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(227)	(227)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(6,234)	(9,871)	(3,637)
デリバティブ取引計	(6,462)	(10,099)	(3,637)

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

財務諸表

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

債券は日本証券業協会又は取引金融機関から提示された気配値に、投資信託は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(4) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、外国為替関連の短期貸付金(外国他店貸)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、長期の定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、期末日時点におけるスワップ取引に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー

コールマネーは、約定期間が短期間(最長12カ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を期末日時点におけるスワップ取引に使用する利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 信託勘定借

信託勘定借は、信託勘定の余裕金を期間の定めなく受け入れるもので、要求払預金と同等であることから、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（先物為替、通貨オプション、通貨スワップ等）であり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
その他の証券(*)	2,140

(*) 上記のその他の証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券						
満期保有目的の債券	6,723	—	—	5,000	20,000	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	74,807	179,082	87,708	30,751	11,880	35,651
貸出金(*)	404,162	98,177	46,358	10,617	17,408	24,797
合 計	485,692	277,259	134,066	46,368	49,289	60,449

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは該当ありません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	749,448	9,480	—	600	10,900	210,900
譲渡性預金	31,951	—	—	—	—	—
コールマネー	20,928	—	—	—	—	—
借入金	1,554	3,000	—	—	18,000	123,000
信託勘定借	215,105	—	—	—	—	—
合 計	1,018,988	12,480	—	600	28,900	333,900

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

なお、社債については該当ありません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「その他の証券」が含まれております。

売買目的有価証券並びに子会社・子法人等株式及び関連法人等株式、当事業年度中に売却した満期保有目的の債券、保有目的を変更した有価証券については該当ありません。

その他有価証券で時価があるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理しております。

財務諸表

1. 満期保有目的の債券（平成 31 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	25,360	29,626	4,265
	外国債券	3,284	3,321	36
	小計	28,645	32,947	4,302
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国債券	3,418	3,307	△ 111
合 計		32,063	36,254	4,190

2. その他有価証券（平成 31 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	188,962	184,872	4,090
	国債	79,245	75,785	3,459
	地方債	38,065	37,988	77
	社債	71,652	71,098	553
	その他	157,149	154,857	2,292
	外国債券	137,860	136,098	1,761
	その他	19,289	18,759	530
小計	346,112	339,730	6,382	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	52,104	52,129	△ 24
	地方債	18,614	18,618	△ 4
	社債	33,490	33,510	△ 20
	その他	57,137	57,429	△ 292
	外国債券	47,304	47,462	△ 158
	その他	9,833	9,966	△ 133
小計	109,242	109,558	△ 316	
合 計		455,354	449,288	6,065

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成 30 年 4 月 1 日 至 平成 31 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
債券	64,144	730	△ 158
国債	30,715	546	—
社債	6,330	31	—
外国債券	27,099	152	△ 158
その他	10,008	0	△ 170
合 計	74,153	730	△ 328

（金銭の信託関係）

金銭の信託については該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	315 百万円
退職給付引当金	358
賞与引当金	266
減損損失	11
未払事業税	60
クレジットリザーブ	79
繰延消費税額等	52
繰延ヘッジ損益	1,588
減価償却超過額	137
その他	165
繰延税金資産小計	3,035
評価性引当額	△ 11
繰延税金資産合計	3,024
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,880
その他	47
繰延税金負債合計	1,928
繰延税金資産の純額	1,096 百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	76,969 円 52 銭
1株当たりの当期純利益金額	1,699 円 35 銭

主要な業務の状況を示す指標

■ 部門別損益の内訳

(単位：百万円)

種 類		平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
信託報酬	国内業務	8,513	8,642
	国際業務	418	400
	合 計	8,932	9,042
資金運用収支	国内業務	1,882	2,851
	国際業務	1,379	4,135
	合 計	3,262	6,986
役務取引等収支	国内業務	1,929	1,243
	国際業務	74	86
	合 計	2,003	1,329
特定取引収支	国内業務	—	—
	国際業務	0	—
	合 計	0	—
その他業務収支	国内業務	1,868	539
	国際業務	902	△ 1,532
	合 計	2,771	△ 992
業務粗利益	国内業務	14,193	13,276
	国際業務	2,776	3,090
	合 計	16,969	16,367
一般貸倒引当金繰入額(△)		134	—
経費(臨時的経費を除く)(△)		14,885	14,273
業務純益		1,949	2,093
臨時損益		△ 145	2
経常利益		1,804	2,096

(注) 国内業務は円建取引、国際業務は外貨建取引です。ただし、円建対非居住者取引、オフショア勘定分などは国際業務に含まれております。

■ 資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

種 類		平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
資金運用勘定			
国内業務	平均残高	943,363	973,879 (27,347)
	利 息	5,532	4,771 (17)
	利 回 り	0.59%	0.49%
国際業務	平均残高	260,142 (37,267)	284,501
	利 息	5,020 (18)	7,616
	利 回 り	1.93%	2.68%
合計	平均残高	1,166,238	1,231,033
	利 息	10,535	12,370
	利 回 り	0.90%	1.00%
資金調達勘定			
国内業務	平均残高	1,032,774 (37,267)	1,059,671
	利 息	3,650 (18)	1,919
	利 回 り	0.35%	0.18%
国際業務	平均残高	124,984	167,666 (27,347)
	利 息	3,641	3,481 (17)
	利 回 り	2.91%	2.08%
合計	平均残高	1,120,491	1,199,990
	利 息	7,273	5,384
	利 回 り	0.65%	0.45%
利ざや			
国内業務		0.24%	0.31%
国際業務		△ 0.98%	0.60%
合計		0.25%	0.55%

(注) 1. () 内は、国内業務と国際業務の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)です。
 2. 国際業務の外貨建取引の平均残高は、日次カレント方式(当日のT.T.M.を当日のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しています。
 3. 合計については、国内業務と国際業務の間の資金貸借の平均残高及び利息は相殺して記載しています。

■ 受取利息・支払利息の増減

(単位：百万円)

種 類		平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
受取利息			
国内業務	残高による増減	△ 1,463	149
	利率による増減	952	△ 910
	純 増 減	△ 511	△ 761
国際業務	残高による増減	43	652
	利率による増減	722	1,943
	純 増 減	766	2,595
小計		255	1,834
支払利息			
国内業務	残高による増減	△ 486	48
	利率による増減	2,060	△ 1,779
	純 増 減	1,573	△ 1,730
国際業務	残高による増減	637	886
	利率による増減	26	△ 1,045
	純 増 減	663	△ 159
小計		2,237	△ 1,890
合 計		△ 1,982	3,724

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含めて表示しております。

■ 役務取引等収支の内訳

(単位：百万円)

種 類		平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
役務取引等収益	国内業務	2,827	2,308
	国際業務	128	125
	合 計	2,956	2,433
うち 預金・貸出関連業務	国内業務	385	381
	国際業務	43	37
	合 計	429	418
うち 為替業務	国内業務	364	384
	国際業務	83	86
	合 計	448	471
うち 証券関連業務	国内業務	620	602
	国際業務	0	0
	合 計	620	603
うち 代理業務	国内業務	1,207	508
	国際業務	0	0
	合 計	1,208	509
うち 投資顧問業務	国内業務	22	5
	国際業務	—	—
	合 計	22	5
役務取引等費用	国内業務	898	1,065
	国際業務	54	38
	合 計	952	1,103
うち 為替業務	国内業務	231	239
	国際業務	28	28
	合 計	260	268

主要な業務の状況を示す指標

■ 特定取引収支の内訳

(単位：百万円)

種 類		平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
特定取引有価証券損益	国内業務	—	—
	国際業務	—	—
	合 計	—	—
特定金融派生商品損益	国内業務	—	—
	国際業務	0	—
	合 計	0	—
その他の特定取引損益	国内業務	—	—
	国際業務	—	—
	合 計	—	—
合 計	国内業務	—	—
	国際業務	0	—
	合 計	0	—

■ その他業務収支の内訳

(単位：百万円)

種 類		平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
外国為替売買損益	国内業務	—	—
	国際業務	1,547	89
	合 計	1,547	89
国債等債券関係損益	国内業務	1,868	577
	国際業務	△ 115	△ 175
	合 計	1,753	401
金融派生商品損益	国内業務	—	△ 37
	国際業務	△ 529	△ 1,445
	合 計	△ 529	△ 1,483
その他	国内業務	—	—
	国際業務	—	—
	合 計	—	—
合 計	国内業務	1,868	539
	国際業務	902	△ 1,532
	合 計	2,771	△ 992

■ 営業経費の内訳

(単位：百万円)

種 類	平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
給料・手当	4,494	4,387
福利厚生費	805	865
減価償却費	2,474	2,028
建物機械賃借料	558	562
消耗品費	53	67
通信費	475	477
租税公課	628	570
その他	5,395	5,313
小 計	14,885	14,273
臨時的経費	146	139
合 計	15,031	14,412

内国為替・外国為替に関する指標

■ 外国為替取扱高

(単位：百万ドル)

		平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
仕向為替	売渡為替	18,351	15,029
	買入為替	—	—
被仕向為替	支払為替	18,301	14,814
	取立為替	3	1
合 計		36,655	29,844

■ 外貨建資産残高

(単位：百万ドル)

	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
外貨建資産残高	1,421	1,969

■ 内国為替取扱高

(単位：億円、千口)

			平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
送金為替	各地へ向けた分	金額	90,848	91,955
		口数	1,584	1,648
	各地より受けた分	金額	115,616	131,254
		口数	217	222
代金取立	各地へ向けた分	金額	—	—
		口数	—	—
	各地より受けた分	金額	—	—
		口数	—	—

預金に関する指標

■ 預金科目別残高

(単位：百万円、かっこ内は構成比)

種 類		平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
預 金			
流動性預金	国内業務	268,102 (31.4%)	403,893 (39.8%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	268,102 (31.4%)	403,893 (39.8%)
うち有利息預金	国内業務	247,952 (29.0%)	316,991 (31.2%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	247,952 (29.0%)	316,991 (31.2%)
定期性預金	国内業務	437,802 (51.3%)	472,238 (46.6%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	437,802 (51.3%)	472,238 (46.6%)
うち固定金利 定期預金	国内業務	330,302 (38.7%)	349,938 (34.5%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	330,302 (38.7%)	349,938 (34.5%)
うち変動金利 定期預金	国内業務	107,500 (12.6%)	122,300 (12.0%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	107,500 (12.6%)	122,300 (12.0%)
そ の 他	国内業務	418 (0.0%)	3,641 (0.3%)
	国際業務	112,040 (13.1%)	101,556 (10.0%)
	合 計	112,459 (13.1%)	105,197 (10.3%)
合 計	国内業務	706,323 (82.8%)	879,772 (86.8%)
	国際業務	112,040 (13.1%)	101,556 (10.0%)
	合 計	818,364 (95.9%)	981,328 (96.8%)
譲渡性預金	国内業務	34,551 (4.0%)	31,951 (3.1%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	34,551 (4.0%)	31,951 (3.1%)
総 合 計	国内業務	740,874 (86.8%)	911,723 (89.9%)
	国際業務	112,040 (13.1%)	101,556 (10.0%)
	合 計	852,915 (100.0%)	1,013,279 (100.0%)

■ 預金科目別平均残高

(単位：百万円、かつこ内は構成比)

種 類		平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
預 金			
流動性預金	国内業務	243,447 (29.3%)	286,316 (32.1%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	243,447 (29.3%)	286,316 (32.1%)
うち有利息預金	国内業務	224,189 (26.9%)	256,635 (28.8%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	224,189 (26.9%)	256,635 (28.8%)
定期性預金	国内業務	437,450 (52.6%)	446,759 (50.2%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	437,450 (52.6%)	446,759 (50.2%)
うち固定金利 定期預金	国内業務	336,913 (40.5%)	329,575 (37.0%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	336,913 (40.5%)	329,575 (37.0%)
うち変動金利 定期預金	国内業務	100,536 (12.1%)	117,183 (13.1%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	100,536 (12.1%)	117,183 (13.1%)
そ の 他	国内業務	8,711 (1.0%)	3,903 (0.4%)
	国際業務	101,242 (12.1%)	115,125 (12.9%)
	合 計	109,953 (13.2%)	119,028 (13.3%)
合 計	国内業務	689,609 (83.0%)	736,979 (82.8%)
	国際業務	101,242 (12.1%)	115,125 (12.9%)
	合 計	790,851 (95.2%)	852,104 (95.8%)
譲渡性預金	国内業務	39,581 (4.7%)	37,207 (4.1%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	39,581 (4.7%)	37,207 (4.1%)
総 合 計	国内業務	729,191 (87.8%)	774,186 (87.0%)
	国際業務	101,242 (12.1%)	115,125 (12.9%)
	合 計	830,433 (100.0%)	889,311 (100.0%)

預金に関する指標

■ 定期性預金の区分ごとの残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	期 間	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
固定金利定期預金	3 カ月未満	75,138	91,850
	3 カ月以上 6 カ月未満	52,809	53,031
	6 カ月以上 1 年未満	95,969	95,975
	1 年以上 2 年未満	5,416	5,500
	2 年以上 3 年未満	2,967	3,979
	3 年以上	98,000	99,600
	小 計	330,302	349,938
変動金利定期預金	3 カ月未満	—	300
	3 カ月以上 6 カ月未満	—	—
	6 カ月以上 1 年未満	—	—
	1 年以上 2 年未満	—	—
	2 年以上 3 年未満	—	—
	3 年以上	107,500	122,000
	小 計	107,500	122,300
その他の定期預金	3 カ月未満	—	—
	3 カ月以上 6 カ月未満	—	—
	6 カ月以上 1 年未満	—	—
	1 年以上 2 年未満	—	—
	2 年以上 3 年未満	—	—
	3 年以上	—	—
小 計	—	—	
合 計		437,802	472,238

■ 預金者別残高

(単位：百万円、かっこ内は構成比)

区 分	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
個 人	333,195 (40.7%)	462,528 (47.1%)
法 人	468,573 (57.2%)	487,424 (49.6%)
そ の 他	16,595 (2.0%)	31,375 (3.1%)
合 計	818,364 (100.0%)	981,328 (100.0%)

(注) 譲渡性預金は含まれておりません。

貸出金等に関する指標

■ 貸出金科目別残高

(単位：百万円)

種 類		平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
手形貸付	国内業務	—	—
	国際業務	1,582	—
	合 計	1,582	—
証書貸付	国内業務	249,434	280,817
	国際業務	57,320	74,102
	合 計	306,754	354,920
当座貸越	国内業務	205,473	231,452
	国際業務	15,464	15,148
	合 計	220,938	246,600
割引手形	国内業務	—	—
	国際業務	—	—
	合 計	—	—
合 計	国内業務	454,907	512,269
	国際業務	74,368	89,250
	合 計	529,275	601,520

■ 貸出金科目別平均残高

(単位：百万円)

種 類		平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
手形貸付	国内業務	—	—
	国際業務	1,196	852
	合 計	1,196	852
証書貸付	国内業務	225,031	249,466
	国際業務	44,587	63,416
	合 計	269,618	312,883
当座貸越	国内業務	176,212	212,737
	国際業務	12,882	14,941
	合 計	189,094	227,679
割引手形	国内業務	—	—
	国際業務	—	—
	合 計	—	—
合 計	国内業務	401,244	462,204
	国際業務	58,666	79,210
	合 計	459,910	541,414

■ 貸出金の区分ごとの残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	期 間	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
固定金利	1 年以下	319,637	404,162
	1 年超 3 年以下	27,677	13,321
	3 年超 5 年以下	15,565	18,369
	5 年超 7 年以下	6,511	6,741
	7 年超	10,073	11,096
	期間の定めのないもの	—	—
	小 計	59,827	49,528
変動金利	1 年超 3 年以下	81,001	84,855
	3 年超 5 年以下	29,284	27,988
	5 年超 7 年以下	7,036	3,875
	7 年超	32,487	31,110
	期間の定めのないもの	—	—
小 計	149,810	147,829	
合 計		529,275	601,520

貸出金等に関する指標

■ 貸出金の担保種類別残高

(単位：百万円)

種 類	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
有価証券	226,272	256,383
債権	—	—
商品	—	—
不動産	29,940	29,268
その他	7,385	4,945
小計	263,598	290,596
保証	23,800	23,929
信用	241,876	286,994
合 計	529,275	601,520
(うち劣後特約付き貸出金)	(531)	(554)

■ 支払承諾見返の担保種類別残高

支払承諾見返については、該当ありません。

■ 貸出金の使途別残高

(単位：百万円、かつこ内は構成比)

種 類	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
設備資金	53,825 (10.1%)	63,555 (10.5%)
運転資金	475,450 (89.8%)	537,964 (89.4%)
合 計	529,275 (100.0%)	601,520 (100.0%)

■ 貸出金の業種別内訳

(単位：百万円、かつこ内は構成比)

種 類	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
製造業	6,959 (1.3%)	13,527 (2.2%)
建設業	— (—)	3,319 (0.5%)
電気・ガス・熱供給・水道業	9,131 (1.7%)	9,332 (1.5%)
情報通信業	1,940 (0.3%)	880 (0.1%)
運輸業	10,625 (2.0%)	18,462 (3.0%)
卸売業・小売業	3,685 (0.6%)	4,818 (0.8%)
金融業・保険業	92,547 (17.4%)	92,256 (15.3%)
不動産業	63,950 (12.0%)	71,010 (11.8%)
物品賃貸業	16,082 (3.0%)	19,937 (3.3%)
各種サービス業	49,323 (9.3%)	58,912 (9.7%)
その他	275,029 (51.9%)	309,061 (51.3%)
合 計	529,275 (100.0%)	601,520 (100.0%)

■ 中小企業等に関する貸出金残高

(単位：件、百万円)

		平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
総貸出金残高 (A)	貸出件数	8,338	9,654
	金額	529,275	601,520
中小企業等貸出金残高 (B)	貸出件数	8,316	9,618
	金額	421,647	434,881
比率 (%) (B/A)	貸出件数	99.7%	99.6%
	金額	79.6%	72.2%

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし卸売業は1億円、小売業・飲食店・物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業・物品賃貸業等は100人、小売業・飲食店は50人)以下の会社及び個人です。

貸出金等に関する指標

■ リスク管理債権残高

該当ありません。

■ 金融再生法に基づく資産査定額

(単位：億円)

	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
小計 (A)	0	—
正常債権 (B)	5,302	6,026
合計 (A+B)	5,302	6,026
担保・保証による保全額	—	—
個別貸倒引当金	0	—
保全額計 (C)	0	—
カバー率 (C/A)	100%	—

■ 貸倒引当金残高及び期中増減額

(単位：百万円)

	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
一般貸倒引当金	1,232	1,090
(前期末比増減)	(134)	(△ 141)
個別貸倒引当金	289	288
(前期末比増減)	(0)	(△ 1)
特定海外債権引当勘定	—	—
(前期末比増減)	(—)	(—)
合計	1,521	1,379

■ 貸出金償却の額

該当ありません。

有価証券等に関する指標

■ 有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	残存期間	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
国 債	1 年以下	2,000	10,017
	1 年超 3 年以下	72,031	35,913
	3 年超 5 年以下	5,214	—
	5 年超 7 年以下	—	5,133
	7 年超 10 年以下	25,410	32,455
	10 年超	17,456	21,086
	期間の定めのないもの	—	—
	小 計	122,112	104,605
地 方 債	1 年以下	4,033	9,808
	1 年超 3 年以下	18,362	23,595
	3 年超 5 年以下	13,762	19,180
	5 年超 7 年以下	1,032	2,213
	7 年超 10 年以下	350	1,882
	10 年超	—	—
	期間の定めのないもの	—	—
	小 計	37,541	56,679
短期社債	1 年以下	—	—
	1 年超 3 年以下	—	—
	3 年超 5 年以下	—	—
	5 年超 7 年以下	—	—
	7 年超 10 年以下	—	—
	10 年超	—	—
	期間の定めのないもの	—	—
	小 計	—	—
社 債	1 年以下	66,789	30,263
	1 年超 3 年以下	60,449	50,638
	3 年超 5 年以下	20,612	7,724
	5 年超 7 年以下	2,891	804
	7 年超 10 年以下	—	—
	10 年超	12,607	15,712
	期間の定めのないもの	—	—
	小 計	163,350	105,143
株 式	1 年以下	—	—
	1 年超 3 年以下	—	—
	3 年超 5 年以下	—	—
	5 年超 7 年以下	—	—
	7 年超 10 年以下	—	—
	10 年超	—	—
	期間の定めのないもの	—	—
	小 計	—	—
外国債券	1 年以下	16,892	31,580
	1 年超 3 年以下	74,637	70,112
	3 年超 5 年以下	64,276	61,145
	5 年超 7 年以下	—	28,643
	7 年超 10 年以下	—	—
	10 年超	434	385
	期間の定めのないもの	—	—
	小 計	156,242	191,866
外国株式	1 年以下	—	—
	1 年超 3 年以下	—	—
	3 年超 5 年以下	—	—
	5 年超 7 年以下	—	—
	7 年超 10 年以下	—	—
	10 年超	—	—
	期間の定めのないもの	15	14
	小 計	15	14
その他の証券	1 年以下	—	—
	1 年超 3 年以下	2	5
	3 年超 5 年以下	6	5
	5 年超 7 年以下	3	2
	7 年超 10 年以下	2	3
	10 年超	0	0
	期間の定めのないもの	32,552	31,230
	小 計	32,567	31,248
合 計		511,829	489,558

有価証券等に関する指標

■ 有価証券種類別残高

(単位：百万円、かっこ内は構成比)

種 類	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	
国 債	国内業務	122,112 (23.8%)	104,605 (21.3%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	122,112 (23.8%)	104,605 (21.3%)
地方債	国内業務	37,541 (7.3%)	56,679 (11.5%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	37,541 (7.3%)	56,679 (11.5%)
短期社債	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	— (—)	— (—)
社 債	国内業務	163,350 (31.9%)	105,143 (21.4%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	163,350 (31.9%)	105,143 (21.4%)
株 式	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	— (—)	— (—)
外国債券	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	156,242 (30.5%)	191,866 (39.1%)
	合 計	156,242 (30.5%)	191,866 (39.1%)
外国株式	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	15 (0.0%)	14 (0.0%)
	合 計	15 (0.0%)	14 (0.0%)
その他の証券	国内業務	19,497 (3.8%)	17,706 (3.6%)
	国際業務	13,070 (2.5%)	13,542 (2.7%)
	合 計	32,567 (6.3%)	31,248 (6.3%)
合 計	国内業務	342,502 (66.9%)	284,135 (58.0%)
	国際業務	169,327 (33.0%)	205,423 (41.9%)
	合 計	511,829 (100.0%)	489,558 (100.0%)

■ 有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、かつこ内は構成比)

種 類		平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
国 債	国内業務	162,184 (29.5%)	105,503 (21.5%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	162,184 (29.5%)	105,503 (21.5%)
地方債	国内業務	47,921 (8.7%)	43,937 (8.9%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	47,921 (8.7%)	43,937 (8.9%)
短期社債	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	— (—)	— (—)
社 債	国内業務	168,362 (30.6%)	121,910 (24.9%)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	168,362 (30.6%)	121,910 (24.9%)
株 式	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	— (—)	— (—)
	合 計	— (—)	— (—)
外国債券	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	147,669 (26.8%)	186,818 (38.2%)
	合 計	147,669 (26.8%)	186,818 (38.2%)
外国株式	国内業務	— (—)	— (—)
	国際業務	15 (0.0%)	15 (0.0%)
	合 計	15 (0.0%)	15 (0.0%)
その他の証券	国内業務	15,160 (2.7%)	17,308 (3.5%)
	国際業務	8,435 (1.5%)	13,377 (2.7%)
	合 計	23,596 (4.2%)	30,686 (6.2%)
合 計	国内業務	393,628 (71.6%)	288,660 (59.0%)
	国際業務	156,120 (28.3%)	200,211 (40.9%)
	合 計	549,749 (100.0%)	488,872 (100.0%)

有価証券等の時価情報

■ 売買目的有価証券

該当ありません。

■ 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類		平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
国 債	貸借対照表計上額	25,410	25,360
	時価	29,756	29,626
	差額	4,346	4,265
	うち益	4,346	4,265
	うち損	—	—
その他	貸借対照表計上額	10,851	6,702
	時価	10,118	6,628
	差額	△ 732	△ 74
	うち益	—	36
	うち損	732	111
合 計	貸借対照表計上額	36,261	32,063
	時価	39,875	36,254
	差額	3,614	4,190
	うち益	4,346	4,302
	うち損	732	111

(注) 時価は、当該期末日における市場価格等に基づいております。

■ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類		平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
株 式	取得原価	—	—
	貸借対照表計上額	—	—
	評価差額	—	—
国 債	取得原価	93,393	75,785
	貸借対照表計上額	96,702	79,245
	評価差額	3,309	3,459
	評価差額益	3,310	3,459
	評価差額損	0	—
地方債	取得原価	37,515	56,606
	貸借対照表計上額	37,541	56,679
	評価差額	25	72
	評価差額益	47	77
債 券	評価差額損	22	4
	取得原価	162,909	104,609
社 債	貸借対照表計上額	163,350	105,143
	評価差額	440	533
	評価差額益	525	553
	評価差額損	84	20
小 計	取得原価	293,818	237,001
	貸借対照表計上額	297,594	241,067
	評価差額	3,775	4,065
	評価差額益	3,883	4,090
評価差額損	107	24	
その他	取得原価	177,252	212,287
	貸借対照表計上額	176,965	214,287
	評価差額	△ 287	2,000
	評価差額益	714	2,292
評価差額損	1,001	292	
合 計	取得原価	471,071	449,288
	貸借対照表計上額	474,559	455,354
	評価差額	3,488	6,065
	評価差額益	4,597	6,382
評価差額損	1,109	316	

(注) 貸借対照表計上額は、当該期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

■ 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種 類	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
満期保有目的の債券	—	—
その他有価証券		
非上場外国証券	15	14
その他	993	2,125

デリバティブ取引情報

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりです。

なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

■ 金利関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	項目	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	
店頭	金利スワップ	受取固定・支払変動	契約額等	197,700	202,800
			うち1年超	197,200	202,300
			時 価	△ 3,096	△ 293
			評価損益	△ 3,096	△ 293
		受取変動・支払固定	契約額等	—	—
			うち1年超	—	—
			時 価	—	—
			評価損益	—	—
	受取変動・支払変動	契約額等	150,100	168,600	
		うち1年超	149,600	167,300	
		時 価	△ 3,955	△ 1,177	
		評価損益	△ 3,955	△ 1,177	
	受取固定・支払固定	契約額等	—	—	
		うち1年超	—	—	
		時 価	—	—	
		評価損益	—	—	
時価合計			△ 7,051	△ 1,471	
評価損益合計			△ 7,051	△ 1,471	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書上に計上しております。

2. 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

3. 金利関連デリバティブ

上記のほか、複合金融商品の組込デリバティブを区分処理したことによる評価益が平成31年3月末では1,471百万円、平成30年3月末では7,051百万円ございます。

■ 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	項目	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	
店頭	通貨スワップ	契約額等	38,638	45,459	
		うち1年超	13,548	36,580	
		時 価	1,059	271	
		評価損益	1,059	271	
	為替予約	売建	契約額等	427,633	339,824
			うち1年超	5,219	—
			時 価	4,950	△ 819
			評価損益	4,950	△ 819
		買建	契約額等	421,186	292,543
			うち1年超	—	—
			時 価	△ 4,564	458
			評価損益	△ 4,564	458
	通貨オプション	売建	契約額等	19,501	20,770
			うち1年超	—	—
			時 価	92	348
			評価損益	117	109
買建		契約額等	12,171	9,681	
		うち1年超	—	—	
		時 価	79	205	
		評価損益	△ 57	△ 7	
時価合計			1,618	464	
評価損益合計			1,506	12	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書上に計上しております。

2. 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

■ 株式関連取引
該当ありません。

■ 債券関連取引
該当ありません。

■ 商品関連取引
該当ありません。

■ クレジットデリバティブ取引
該当ありません。

■ その他
該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりです。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

■ 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	平成 30 年 3 月末			平成 31 年 3 月末		
			契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価
原則的 処理方法	金利スワップ	預金、 貸出金、 その他 有価証券 (債券)	126,230	105,230	△ 3,803	185,889	185,889	△ 6,234
	受取変動・支払固定		126,230	105,230	△ 3,803	185,889	185,889	△ 6,234
金利スワップ の特例処理	金利スワップ	有価証券	25,000	25,000	△ 3,701	25,000	25,000	△ 3,666
	受取変動・支払固定		25,000	25,000	△ 3,701	25,000	25,000	△ 3,666
合計			—	—	△ 7,504	—	—	△ 9,901

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号)に基づき、個別ヘッジによる繰延ヘッジの他、一部については包括ヘッジによる繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

■ 通貨関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	平成 30 年 3 月末			平成 31 年 3 月末		
			契約額等	うち1年超	時価	契約額等	うち1年超	時価
通貨スワップ の振当処理	通貨スワップ	外貨建の 有価証券	10,125	—	556	6,723	—	29
合計			—	—	556	—	—	29

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

■ 株式関連取引
該当ありません。

■ 債券関連取引
該当ありません。

信託業務に関する指標

■ 信託財産残高表

(単位：百万円)

	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
資 産		
貸出金	303,222	319,181
証書貸付	303,222	319,181
有価証券	2,617,141	2,785,713
国債	318,451	343,619
地方債	52,983	61,078
社債	240,605	267,637
株式	485,992	470,864
外国証券	909,032	968,458
その他の証券	610,076	674,055
投資信託有価証券	9,337,499	8,997,952
投資信託外国投資	6,434,049	6,655,278
信託受益権	26,479	26,444
受託有価証券	838,195	823,950
金銭債権	39,068	40,635
生命保険債権	9,136	9,334
その他の金銭債権	29,931	31,300
その他債権	172,931	305,706
コールローン	1,338,997	1,318,787
銀行勘定貸	176,295	215,105
現金預け金	190,336	185,201
預け金	190,336	185,201
その他	22	—
その他	22	—
合 計	21,474,240	21,673,956
負 債		
指定金銭信託	505,746	493,681
特定金銭信託	1,509,603	1,578,833
年金信託	2,150	1,041
投資信託	17,328,641	17,319,480
金銭信託以外の金銭の信託	199,866	252,469
有価証券の信託	968,234	1,064,651
金銭債権の信託	4,582	3,719
包括信託	955,415	960,077
合 計	21,474,240	21,673,956

(注) 1. 財産形成給付信託及び貸付信託は取扱っておりません。
2. 共同信託他社管理財産は該当ありません。

■ 元本補てん契約のある信託の内訳
 合同運用指定金銭信託

(単位：百万円)

	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
資 産		
貸出金	—	—
有価証券	—	—
銀行勘定貸	93,896	134,081
その他	—	—
合 計	93,896	134,081
負 債		
元本	93,896	134,080
債権償却準備金	—	—
その他	0	0
合 計	93,896	134,081

■ 金銭信託等の種類別有価証券ごとの運用残高

(単位：百万円)

種 類	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	
金銭信託	国債	274,211	238,097
	地方債	1,120	1,110
	短期社債	—	—
	社債	115,547	125,701
	株式	39,532	38,062
	その他の証券	1,047,537	1,122,201
	期末運用残高計	1,477,950	1,525,173
年金信託	国債	—	—
	地方債	—	—
	短期社債	—	—
	社債	—	—
	株式	—	—
	その他の証券	650	650
	期末運用残高計	650	650
合 計	国債	274,211	238,097
	地方債	1,120	1,110
	短期社債	—	—
	社債	115,547	125,701
	株式	39,532	38,062
	その他の証券	1,048,187	1,122,851
	期末運用残高計	1,478,600	1,525,823

(注) 財産形成給付信託及び貸付信託は取扱っておりません。

■ 信託期間別の金銭信託の元本残高

(単位：百万円)

期 間	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	
金銭信託	1 年未満	549,989	753,578
	1 年以上 2 年未満	103,074	6,049
	2 年以上 5 年未満	3,690	8,245
	5 年以上	495,640	478,133
	その他のもの	—	—
	合 計	1,152,394	1,246,006

信託業務に関する指標

■ 金銭信託等に係る貸出金残高（科目別）

（単位：百万円、カッコ内は構成比）

種 類	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
証書貸付	298,951 (100.0%)	302,946 (100.0%)
手形貸付	— (—)	— (—)
割引手形	— (—)	— (—)
合 計	298,951 (100.0%)	302,946 (100.0%)

（注）信託勘定の貸出金のうち、金銭信託等にかかる貸出金残高です。貸出金残高（科目別）以下、（契約期間別）、（担保種類別）、（業種別）、（使途別）、中小企業向け貸出の各表も同様です。

■ 金銭信託等に係る貸出金残高（契約期間別）

（単位：百万円）

期 間	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
1 年以下	279,800	289,700
1 年超 3 年以下	—	—
3 年超 5 年以下	—	—
5 年超 7 年以下	—	—
7 年超	19,151	13,246
合 計	298,951	302,946

■ 金銭信託等に係る貸出金残高（担保種類別）

（単位：百万円）

種 類	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
有価証券	279,800	289,700
債権	—	—
商品	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
小計	279,800	289,700
保証	—	—
信用	19,151	13,246
合 計	298,951	302,946

■ 金銭信託等に係る貸出金残高（業種別）

（単位：百万円、カッコ内は構成比）

種 類	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
金融業・保険業	279,800 (93.5%)	289,700 (95.6%)
地方公共団体	19,151 (6.4%)	13,246 (4.3%)
合 計	298,951 (100.0%)	302,946 (100.0%)

■ 金銭信託等に係る貸出金残高（使途別）

(単位：百万円)

種 類	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
設備資金	—	—
運転資金	298,951	302,946
合 計	298,951	302,946

■ 金銭信託等に係る中小企業向け貸出

(単位：百万円)

	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
総貸出金 (A)	298,951	302,946
中小企業等に対する貸出金残高 (B)	—	—
比率 (%) (B/A)	—	—

(注) 中小企業等とは、資本金 3 億円 (ただし、卸売業は 1 億円、小売業、飲食店、物品賃貸業等は 5 千万円) 以下の会社又は常用する従業員が 300 人 (ただし、卸売業、物品賃貸業等は 100 人、小売業、飲食業は 50 人) 以下の会社及び個人です。

■ 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの期末運用残高

(単位：百万円)

種 類		平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
金銭信託	貸 出 金	298,951	302,946
	有 価 証 券	1,477,950	1,525,173
	合 計	1,776,901	1,828,119
年金信託	貸 出 金	—	—
	有 価 証 券	650	650
	合 計	650	650
貸出金合計		298,951	302,946
有価証券合計		1,478,600	1,525,823
貸出金及び有価証券合計		1,777,551	1,828,769

(注) 財産形成給付信託及び貸付信託は取扱っておりません。

経営諸比率の状況

■ 総資金利ざや

(単位：%)

		平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
資金運用利回り	国内業務	0.59	0.49
	国際業務	1.93	2.68
	合 計	0.90	1.00
資金調達原価	国内業務	1.69	1.43
	国際業務	3.75	2.72
	合 計	1.98	1.64
総資金利ざや	国内業務	△ 1.10	△ 0.94
	国際業務	△ 1.82	△ 0.04
	合 計	△ 1.08	△ 0.64

■ 利益率

(単位：%)

		平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
総資産利益率 (ROA)	業務純益率	0.16	0.16
	経常利益率	0.14	0.16
	当期純利益率	0.08	0.10
資本利益率 (ROE)	業務純益率	3.18	3.43
	経常利益率	2.94	3.43
	当期純利益率	1.76	2.22

■ 業務粗利益率

(単位：%)

		平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
業務粗利益率	国内業務	1.50	1.36
	国際業務	1.06	1.08
	合 計	1.45	1.32

■ 預貸率

(単位：%)

		平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
期末残高	国内業務	61.4	56.2
	国際業務	66.3	87.6
	合 計	62.0	59.3
期中平均	国内業務	55.0	59.7
	国際業務	57.9	68.8
	合 計	55.3	60.8

■ 預証率

(単位：%)

		平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
期末残高	国内業務	46.2	31.1
	国際業務	151.1	202.2
	合 計	60.0	48.3
期中平均	国内業務	53.9	37.2
	国際業務	154.2	173.9
	合 計	66.2	54.9

■ 1 店舗当たり預金・貸出金・信託資金量

(単位：百万円)

	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
預金額	852,915	1,013,279
貸出金	529,275	601,520
信託資金量	2,017,500	2,073,557

(注) 預金額には、譲渡性預金を含んでおります。

■ 従業員 1 人当たり預金・貸出金・信託資金量

(単位：百万円)

	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
預金額	1,891	2,202
貸出金	1,173	1,307
信託資金量	4,473	4,507

(注) 預金額には、譲渡性預金を含んでおります。

役員報酬

1. 当社の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」(以下、あわせて「対象役職員」という。)の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当社の取締役及び執行役であります。なお、社外取締役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当社では、対象役員以外の当社の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額な報酬等を受ける者」で当社及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当社の対象役員以外の役員及び従業員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及び当社経営に重要な影響を与える連結子法人等をいうものとしております。

なお、当社には該当するものではありません。

(イ) 「高額な報酬等を受ける者」の範囲

「高額な報酬等を受ける者」とは、当社から基準額以上の報酬等を受ける者であります。当社では基準額を5千万円に設定しております。当該基準額は、当社の過去3年間に於ける役員報酬額の平均をもとに設定しております。

(ウ) 「当社及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「当社及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当社及びその主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、また取引等に損失が発生することにより財務の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

当社は、当社の役職員の報酬体系、報酬等の内容を決定する機関として、報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、当社の取締役及び執行役の報酬等の内容に係る決定に関する方針及び個人別の報酬等の内容を決定しております。報酬委員会は、その過半数が社外取締役により構成され、業務推進部門からは独立して報酬決定方針等を定める権限を有しております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催数

	開催回数 (平成30年4月～平成31年3月)
報酬委員会	3回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

2. 当社の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

(1) 対象役職員の報酬等に関する方針について

当社は、「信託兼営金融機関として、銀行業務の公共性を重んじ、信用維持及び預金者保護を図ることで金融の円滑化に資するとともに、受託者責任を全うすることを通じて、健全かつ適切な運営を行うこと」、「専門性及び効率性を高めることに継続的に取り組むこと、より高度かつ信頼性の高いサービスを提供し、収益性を着実に高めていくこと」及び「野村グループが提供する金融サービスの一翼を担い、野村グループの経営目標の達成に尽力すること」という当社の経営方針に基づいて役員報酬制度を設計しております。具体的な役員報酬制度としては、役員報酬等の構成を、

① 基本報酬(ベースサラリー)

② 変動報酬(現金賞与、繰延報酬)

としております。

① 基本報酬であるベースサラリーは、役員としての職務内容・人物評価・業績実績等を勘案して決定される基本給です。

② 変動報酬は以下のとおりとなっております。

・現金賞与は、当社及び野村グループの業績を勘案して決定しております。

・繰延報酬は、2018年3月期より譲渡制限株式ユニット(RSU)を基本的な支給方法として導入し、従来の基本繰延報酬及び追加繰延報酬を代替いたしました。2017年3月期及びそれ以前の期間においては、基本繰延報酬として(i)ス

ストック・オプションBプラン及び(ii)ファントム・ストックプラン、追加繰延報酬として(iii)カラー付ファントム・ストックプラン及び(iv)ファントム・インデックスプランを付与してまいりました。RSUの導入に伴い、今後はストック・オプションBプラン、カラー付きファントム・ストックプラン及びファントム・インデックスプランの付与は行われませんが、2017年3月期までに付与済みの各プランにて定めているスケジュールに応じて、受給権の確定は引き続き行われてまいります。

繰延報酬は、報酬の経済的価値を当社の親会社である野村ホールディングスの株価にリンクすることや一定の受給資格確定期間を置くことによって、中長期的な企業価値の向上という共通の目標を与えることによる部門を越えた連携・協力の推進という効果が期待されるものです。

(i) 譲渡制限株式ユニット

自己都合によって退職しない等の一定の要件を満たすことを条件に、予め定めるユニット数に応じた数の野村ホールディングスの普通株式等を交付するものです。

(ii) スtock・オプションBプラン

欧米で一般的なリストラクテッド・ストック(譲渡制限期間付きの株式)と同様の経済効果を持つものとするため、権利行使価額を1円とするものです。権利付与後一定の権利行使制限期間があります。

(iii) ファントム・ストックプラン

同プランはストック・オプションBプランと主要な点で同一となるように設計されています。

(iv) カラー付ファントム・ストックプラン

同プランは、野村ホールディングスの株価に連動しますが、連動幅が一定の範囲に限定されます。

(v) ファントム・インデックスプラン

同プランは、Morgan Stanley Capital International社が公表している株価指数の一つ(主要先進国の株価を反映)に連動します。繰延期間や受給資格など他の主要な条件はカラー付ファントム・ストックプランと同じです。

役員の報酬等は、その過半数が社外取締役により構成される当社の報酬委員会による審議を経て決定しております。

(2) 報酬等の全体の水準が自己資本に及ぼす影響について

役員の報酬等について、報酬委員会は、当期の損益の状況、今後の自己資本政策等との整合性を確認した上で、報酬額を決定しており、将来の自己資本の十分に重大な影響を与えないことを、グループの連結財務実績及び当社の業績によって確認しております。また、当期の役員報酬の支払総額について、当期の利益水準や内部留保の状況と比較した結果、自己資本比率に重大な影響を与えないことを確認しております。

3. 当社の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、その過半数が社外取締役により構成される報酬委員会において、上記2.(1)の対象役員の報酬等に関する方針に基づき、また、同(2)の報酬等の全体の水準が自己資本に及ぼす影響を確認し、決定される仕組みになっております。

4. 当社の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役員の報酬等の総額(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

区分	人数(名)	報酬等の総額(百万円)					
		報酬等の総額	固定報酬の総額		変動報酬の総額		
			基本報酬		現金賞与	繰延報酬	
対象役員 (除く社外取締役)	5	200	170	170	30	30	0

(注) 1. 当期報酬は、平成31年3月期に対応する報酬額です(過去の繰延報酬等は含みません)。

2. 上記のほか、前期以前の繰延報酬のうち、当期中に権利行使可能となったストック・オプション4.24万株、追加繰延報酬等で当期に支給したものの19百万円、権利行使開始期間が未到来のストック・オプションの残高4.16万株、追加繰延報酬で支給時期が未到来の残高13百万円相当があります。また、当期中に付与した譲渡制限株式ユニット(RSU)は、4.39万株です。

5. 当社の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項 (自己資本の構成)

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(平成31年3月末)

銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が定める事項

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	平成31年3月末
コア資本に係る基礎項目	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	60,253
うち、資本金及び資本剰余金の額	48,270
うち、利益剰余金の額	12,655
うち、自己株式の額(△)	—
うち、社外流出予定額(△)	672
うち、上記以外に該当するものの額	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,090
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,090
うち、適格引当金コア資本算入額	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	61,344
コア資本に係る調整項目	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	4,531
うち、のれんに係るものの額	25
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4,505
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—
適格引当金不足額	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—
前払年金費用の額	—
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—

(単位:百万円)

項目	平成31年3月末
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	4,531
自己資本	
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	56,813
リスク・アセット等	
信用リスク・アセットの額の合計額	302,434
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—
うち、上記以外に該当するものの額	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	31,935
信用リスク・アセット調整額	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	334,370
自己資本比率	
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	16.99%

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定性）

定性的開示事項

- 一 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

当社におきまして、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」である金融庁告示第十九号（以下「自己資本比率告示」という。）第四十条で定められている普通株式を中心に自己資本の充実を図っており、普通株式による自己資本調達のほかは、毎年の利益の一部から利益準備金もしくはその他利益剰余金を積み立てております。

- 二 自己資本充実度に関する評価方法の概要

信用リスク及びオペレーショナル・リスクについては、自己資本比率告示に基づき、リスクアセット額に8%を乗じた額と自己資本の額との対比を行い、自己資本の充実度の評価を行っております。

自己資本比率告示に基づくBIS規制で単体自己資本比率を計測する際の評価方法は、信用リスクにつきましては、標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額につきましては、粗利益配分手法を採用しております。リスク資本につきましては、規制資本（コア資本）との対比を踏まえた予算化を行った上、月次で実績をモニタリングし、規制資本（コア資本）との対比とをあわせて、毎月のリスク管理委員会等で報告しております。現在の自己資本の充実度につきましては、十分な水準にあるものと認識しております。

- 三 信用リスクに関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の方針及び手続の概要

当社は、信用リスク管理方針及び信用リスク管理規程、与信決裁等管理規程、担保規程等に基づき、厳格な与信審査、与信管理を行い、リスク分散、ポートフォリオ分散に留意し、オン・バランス取引及びオフ・バランス取引を統合的に管理し、適切に信用リスク管理を行っております。ポートフォリオ分散につきましては、毎月のリスク管理委員会等に報告し、そのリスク分散の状況について検証しております。

- (1) 信用格付制度

信用格付は、与信先の財務情報を利用して格付モデルによるスコアリングを実施し、さらに債務履行の確実性に影響を与える可能性のある経営リスク、法務リスク等の定性面や外部格付、関連先の信用状況等、入手可能かつ重要な最新の情報を活用して決定され、20段階に区分しております。

審査にあたっては、信用格付をベースに、金融機関の有する公共的・社会的使命を十分考慮しながら銀行の資産の健全性を保持すべく、信用リスク管理を厳正に行っております。

- (2) エクスポージャー（与信額）管理

信用供与先ごと及び信用供与先のグループごとのエクスポージャーの把握を信用リスク管理の原点として、貸出に限らず他のオン・バランス項目、オフ・バランス項目を総合的に一元管理しております。オフ・バランス取引についてはカレント・エクスポージャー方式によるモニタリングを実施しております。これらをベースに、過去の信用格付別のデフォルト率等を計量的に分析し、信用リスク量の計測やモニタリングを行っております。

- (3) 自己査定

与信にかかわる資産の自己査定は、金融庁の「金融検査マニュアル」等を踏まえた資産査定規程に基づき、信用格付とリンクした債務者区分をベースに、厳正な債権の分類による自己査定を実施しております。

- (4) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、貸倒償却・引当要額に則り、次のとおり計上いたします。

債務者区分が正常先及び要注意先に対する債権につきましては、優良担保・保証により回収・保全される額を除いた債権額に信用格付ごとの残存年限に対応した累積デフォルト率を乗じた額を引当額としております。

債務者区分が破綻懸念先に対する債権につきましては、Ⅲ分類とされた額に、個別債務者ごとに算定された予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、それを貸倒引当金として計上を行っております。

債務者区分が実質破綻先及び破綻先に対する債権につきましては、個別債務者ごとにⅢ分類及びⅣ分類とされた債権額全額を予想損失額として、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上を行うか、もしくは直接償却を行っております。

□ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

- (1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）
 リスク・ウェイトの判定に当たり、当社は、すべてのエクスポージャーにおいて、以下の4つの格付機関を適格格付機関として使用しております。
 株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、S&Pグローバル・レーティング（S&P）
- (2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
 エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に当たり、当社は、すべてのエクスポージャーにおいて、以下の4つの格付機関を適格格付機関として使用しております。
 株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、S&Pグローバル・レーティング（S&P）

四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当社は、リスク管理の観点から、取引相手の信用リスクを削減するため、担保・保証等による保全を行っております。当社は、自己資本比率告示に基づき、①適格金融資産担保、②保証又はクレジット・デリバティブ、③貸出金と自行預金との相殺を採用しております。

当社が金融資産を貸出金などの債権等の担保としている場合は、担保でカバーされている部分を調整した上で控除する包括的手法により信用リスク削減効果を反映させております。適格金融資産は、現金、自行預金、国債等ソブリン（政府、中央銀行、公共部門）が発行する債券、発行者の外部格付がBBB-以上の債券、上場株式、投資信託等であります。保証、クレジット・デリバティブの場合は、債務者のリスク・ウェイトを、保証人やプロテクションの提供者のリスク・ウェイトに置き換える置換え方式により信用リスク削減効果を反映させております。適格な保証人、プロテクション提供者は、中央政府、日本の地方公共団体・政府関係機関、外国の公共部門、国際開発銀行、銀行・証券会社等で原債務者より低いリスク・ウェイトのもの、及び適格格付機関が格付を付与しているものとしております。

貸出金と自行預金の相殺を用いるにあたっては、貸出金と自行預金の相殺が法的に有効であること、同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自行預金をいつでも特定できること、自行預金が継続されないリスクが監視・管理されていること、相殺後の額が監視・管理されていることを満たすようにしております。

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引（デリバティブ取引）の場合、取引相手に対する信用リスクに係る信用リスク・アセット額は、与信相当額にリスク・ウェイトを掛けて算出しております。当社は、カレント・エクスポージャー方式により、与信相当額を算出しております。

- (1) 担保による保全及び引当金の算定方針
 取引先の信用力に応じて適切な保全措置を行っております。一部の取引相手とはISDA Credit Support Annex（CSA）等を締結しております。引当金については、債権に準じて、取引先の信用力に応じて、クレジットリザーブを算出しております。
- (2) 当社の信用力悪化により担保を追加的に提供する可能性
 ISDA Credit Support Annex（CSA）等を締結する取引においては、当社の格付低下等の信用力悪化によって追加的に担保を取引相手に提供する義務が発生するものがあります。

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当社は、「投資家」として証券化商品への投資を行っており、「オリジネーター」もしくは「サービサー」として証券化取引は行っておりません。

当社が、「投資家」として関わる場合は、リスク管理委員会において投資方針と投資商品のリスク内容を分析した上で、每期投資上限を定めることとしております。また、新しい投資商品や運用手法への投資を検討する場合は、新規商品等検討委員会、リスク管理委員会において協議した上で投資を行う態勢としております。

当社は貸付債権、リース債権等を裏付けとした証券化商品への投資を行っており、保有する証券化商品に関連した信用リスク及び金利リスクを有しておりますが、これは、貸出金や有価証券等の取引により発生するものと基本的に変わりません。また、裏付資産の格付やデフォルト率の変化等により時価が変動するリスクを有しております。

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定性）

- 自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号まで（自己資本比率告示第三百二条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要
個別銘柄への投資にあたっては、裏付資産等の内容・分散度合い、優先劣後構造等スキームの内容を十分に分析・評価を行い、慎重な投資判断を行っております。また、投資した後は、当社が指定する格付機関が付与する格付の継続的なモニタリングや時価チェックを実施し、定期的にリスク管理委員会に報告を行っております。
 - ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
該当ありません。
 - ニ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
当社は、自己資本比率告示に基づき、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出方法については標準的手法を採用しております。
 - ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称
当社はマーケット・リスク相当額不算入の特例を適用しています。
 - ヘ 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
該当ありません。
 - ト 銀行の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引（銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
該当ありません。
 - チ 証券化取引に関する会計方針
それぞれの金融資産について、金融商品に関する会計基準に従い、会計処理を行っております。
 - リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）
リスク・ウェイトの判定には、以下の4つの格付機関を適格格付機関として使用しております。
株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、S&Pグローバル・レーティング（S&P）
 - ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要
該当ありません。
 - ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容
該当ありません。
- 七 マーケット・リスクに関する事項
該当ありません。
- 八 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
オペレーショナル・リスクにつきましては、当社の業務の過程、役員及び社員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクと定義しております。当社は、統合的リスク管理規程に基づき、オペレーショナル・リスクとして、事務リスク、システムリスク、情報セキュリティリスク、法務コンプライアンスリスク、外部委託リスク、人的リスク、有形資産リスク、その他のオペレーショナル・リスクについて管理することとし、これらに関連して、事務リスク管理規程、システムリスク管理規程、情報セキュリティリスク管理規程、法務コンプライアンスリスク管理規程、外部委託リスク管理規程、人的リスク管理規程、有形資産リスク管理規程を定めております。
さらに、オペレーショナル・リスクの総合的な管理をリスク統括部が行い、各種リスクについては専門の管理部署が管理を行っております。

■ オペレーショナル・リスクの管理部署

オペレーショナル・リスク	事務リスク	事務企画部
	システムリスク	IT 統括部
	情報セキュリティリスク	事務企画部
	法務コンプライアンスリスク	コンプライアンス統括部
	外部委託リスク	事務企画部
	人的リスク	人事総務部
	有形資産リスク	人事総務部
	その他のオペレーショナル・リスク	リスク統括部

□ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当社は、BIS規制のオペレーショナル・リスク相当額の計測につきましては、平成23年3月期から粗利益配分手法を採用しております。自己資本比率告示に基づき、1年間の粗利益（業務粗利益から国債等債券売却益及び国債等債券償還益を除き、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却及び役員取引等費用を加えたもの）を8つの業務区分に配分した上で、当該業務区分に応じて定められた掛目（12%～18%）を乗じて得た額（なお、当該8つの業務区分に配分できない業務の粗利益には、18%の掛目を乗ずる）を、すべての業務区分について合計して得た額の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額としております。

九 銀行勘定における銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第六項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等及び株式等エクスポージャーの保有は決裁権限規程、与信決裁等管理規程に基づき、その目的、金額等によりリスク管理委員会での決裁又は与信合議で決定いたします。

個別の投資に関するリスクの認識につきましては、投資対象の属性、保有の形態に応じて、VaR方式、純資産方式等で認識を行い、管理いたします。

なお、会計処理につきましては、会社法、銀行法、企業会計原則、会社会計規則、一般社団法人全国銀行協会通達「銀行業における決算経理要領」、その他一般に公正妥当と認められる基準に従って行っております。

当社は、BIS規制の信用リスク量の計測について標準的手法を採用しておりますので、重要な出資等ではない株式等エクスポージャーの額に100%のリスク・ウェイトを適用しております。

十 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

自己資本管理規程及び市場リスク管理規程に従って、自己資本比率告示に基づき計算を行っております。金利感応度を有する銀行勘定の資産・負債のリスク管理手続につきましては、リスク管理委員会等で、金利リスク状況の適切な報告が行われるとともに、今後の資産・負債管理方針及びそれらに付随する関連事項についての検討や意思決定が行われております。

□ 金利リスクの算定手法の概要

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

(ア) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、「金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産・負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより利益が低下ないし損失を被るリスク」としております。

当行では、金利に感応する資産、負債、オフ・バランス取引を対象としております。

(イ) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

金利感応度を有する銀行勘定の資産、負債、オフ・バランス取引のリスク管理手続につきましては、リスク管理委員会等で、金利リスク状況の適切な報告が行われるとともに、今後の資産、負債、オフ・バランス取引管理方針及びそれらに付随する関連事項についての検討や意思決定が行われております。

(ウ) 金利リスク計測の頻度

金利リスクについては前営業日を基準日として日次で計測しております。

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定性）

（エ）ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

時価変動リスクの管理を目的として、有価証券および貸出金に対して金利スワップ取引を活用したヘッジを実施しています。ヘッジ手段の会計上の取扱いにつきましては、ヘッジ会計（包括ヘッジ及び個別ヘッジによる繰延ヘッジ）を適用しております。個別ヘッジの一部には金利スワップの特例処理を適用しております。

（2）金利リスクの算定手法の概要

（ア）開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- ① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
平成31年3月末基準における流動性預金全体の金利改定平均満期は、1.2年です。
- ② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金全体の最長の金利改定満期を4.5年としています。
- ③ 流動性預金への満期の割り当て方法及びその前提
コア預金の残高および滞留期間の推計に内部モデルを用いています。
- ④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
貸出及び定期預金の期限前解約率は、金融庁が定める設定値を使用しています。
- ⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提
金利リスクの算出に当たり、全通貨を対象としており、集計に当たっては通貨間の相関は考慮せず、保守的な方法により集計しています。なお、重要性の観点より、一部の外国通貨については他の外国通貨に集計して金利リスクを算出しています。
- ⑥ スプレッドに関する前提
キャッシュ・フロー作成の金利にはスプレッドを含めています。一方で、割引金利についてはリスク・フリーレートを使用しています。
- ⑦ 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。
- ⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
開示初年度のため、記載していません。
- ⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当行の△EVEは、金利リスク管理上、問題ないと認識しています。

（イ）銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

- ① 金利ショックに関する説明
当行では、VaRを用いて金利による時価変動リスク量を算出しています。VaRの算出には、過去2年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。
- ② 金利リスク計測の前提及びその意味
VaRについては、「ヒストリカル法」を採用し、過去2年間の金利データから算出した変化幅に指数加重移動平均を用いてウェイト付し、その1パーセンタイル値を金利ショックとして使用しています。また、保有期間は20日としています。

(次頁、バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定量)について記載)

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定量）

定量的な開示事項

当社は、金融庁告示に基づき、国内基準で単体自己資本比率を算出しており、信用リスクにつきましては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額につきましては粗利益配分手法を採用しております。

一 自己資本の充実度に関する事項

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及び標準的手法が適用されるポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

ポートフォリオの区分		所要自己資本の額
		平成31年3月末
標準的手法	外国の中央政府及び中央銀行向け	132
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	80
	地方公共団体金融機構向け	30
	我が国の政府関係機関向け	268
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	765
	法人等向け	7,451
	中小企業等向け及び個人向け	906
	不動産取得等事業向け	956
	その他	540
	証券化	200
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	626
CVAリスク相当額		273
合計		12,234

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額 該当ありません。

ハ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対するエクスポージャーの区分ごとの 所要自己資本の額

(単位:百万円)

エクスポージャーの区分	所要自己資本の額
	平成31年3月末
自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	617
自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—
自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー	9

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
該当ありません。

ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 該当ありません。

ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

粗利益配分手法	平成31年3月末
	2,554

へ 単体総所要自己資本額 (国内基準)

(単位:百万円)

単体総所要自己資本額	平成31年3月末
	13,374

二 信用リスク (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く) に関する事項

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

■ 信用リスクに関するエクスポージャーの残高
(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

		平成31年3月末				
		有価証券等	貸出金等	デリバティブ等	その他	合計
地域別・業種別	製造業	15,699	13,527	—	56	29,284
	建設業	3,800	3,319	—	1	7,121
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,006	9,332	—	227	11,566
	情報通信業	314	880	—	0	1,194
	運輸業	28,184	18,462	—	62	46,709
	卸小売業	4,156	4,818	—	6	8,982
	金融保険業	38,724	92,256	9,009	138,765	278,755
	不動産業	11,777	71,010	—	1,051	83,839
	物品賃貸業	1,410	19,937	2	629	21,980
	各種サービス業	—	58,912	—	92	59,005
	国・地方公共団体	216,853	97,137	—	347,205	661,196
	その他	—	139,568	—	22,372	161,940
		国内 計	322,927	529,164	9,011	510,472
	海外	135,882	60,186	657	5,626	202,353
	合計	458,810	589,350	9,669	516,098	1,573,928
残存期間別	1年以下	81,627	404,162	5,954	512,815	1,004,559
	1年超3年以下	179,253	98,177	557	1,250	279,238
	3年超5年以下	87,645	39,710	270	—	127,626
	5年超7年以下	35,832	8,440	265	—	44,538
	7年超	67,882	38,860	2,620	—	109,363
	期間の定めのないもの	6,568	—	—	2,033	8,601
	合計	458,810	589,350	9,669	516,098	1,573,928

ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高
該当ありません。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

■ 一般貸倒引当金期末残高

(単位:百万円)

平成31年3月末	
	平成30年3月末比
1,090	△ 141

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定量）

■ 個別貸倒引当金期末残高

（地域別・業種別）

（単位：百万円）

	平成31年3月末	
		平成30年3月末比
その他	288	△ 1
国内 計	288	△ 1
海外	—	—
合 計	288	△ 1

特定海外債権引当勘定は該当ありません。

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額
該当ありません。

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第七十九条の五第二項第二号、第一百七十七条の二第二項第二号、第二百四十八条（自己資本比率告示第二百五条及び第二百七条において準用する場合に限る。）並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第二百五条及び第二百七条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

（単位：百万円）

リスク・ウェイト	平成31年3月末	
	格付あり	格付なし
0%	798,576	30,964
10%	67,717	—
20%	118,532	16,909
30%	—	385
40%	2,766	—
50%	122,742	—
70%	4,063	—
75%	—	30,221
100%	25,599	148,736
120%	2,001	—
150%	—	2,311
1250%	—	18
上記以外	—	15,270

*自己資本比率告示及び「自己資本比率規制に関するQ&A」（平成18年3月31日金融庁公表）に基づきまして、「ローン・パーティシペーション」のエクスポージャーに関するリスク・ウェイトは、原債務者と原債権者それぞれのリスク・ウェイトを合算したリスク・ウェイトとしております。

上記の表中、40%、70%、120%の各項目はそれぞれ20%、50%、100%のリスク・ウェイトと20%のリスク・ウェイトを合算しております。

*「上記以外」には、ルックスルー方式により信用リスク・アセットを計測するファンド等が一部含まれております。

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第五十三条第三項及び第五項並びに第六十六条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高
該当ありません。

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオに関する事項
該当ありません。

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポー

ジャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析
該当ありません。

又 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推定値と実績値の対比
該当ありません。

三 信用リスク削減手法に関する事項

イ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて適格金融資産担保による信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

平成31年3月末
223,962

ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャーの額

標準的手法が適用されるポートフォリオについて保証が適用されたエクスポージャーの額は39,782百万円であります。上記は置き換え方式により算出しております。

四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成31年3月末		
	正の値のグロス再構築コストの額	グロスのアドオンの額	与信相当額
グロスの額(信用リスク削減手法の効果勘案前)	3,579	14,964	18,543
派生商品取引	3,579	14,964	18,543
外国為替関連取引	2,805	7,409	10,215
金利関連取引	773	7,554	8,327
長期決済期間取引	—	—	—
一括精算ネットティング契約による与信相当額削減効果	△ 2,114	△ 6,760	△ 8,874
ネットの額(信用リスク削減手法の効果勘案前)			9,669
担保(適格金融資産担保)の額			462
現金及び自行預金			348
債券			113
ネットの額(信用リスク削減手法の効果勘案後)			9,206

(注1) 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しております。

(注2) クレジット・デリバティブ取引は該当ありません。

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定量）

五 証券化エクスポージャーに関する事項

イ 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
該当ありません。

ロ 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
(再証券化エクスポージャーについて区別して記載)

(単位：百万円)

原資産の種類	エクスポージャーの額	
	平成31年3月末	
		うち、再証券化の額
貸付債権等	9,796	—
リース債権	2,758	—
その他	9,903	—
合計	22,458	—

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
(再証券化エクスポージャーについて区別して記載)

(単位：百万円)

リスク・ウェイト	平成31年3月末			
	残高		所要自己資本の額	
		うち、再証券化の額		うち、再証券化の額
18.75%	1,877	—	3	—
20%	10,293	—	95	—
30%	385	—	1	—
1250%	0	—	0	—
上記以外	9,903	—	100	—
合計	22,458	—	200	—

(注) 経過措置考慮前のリスク・ウェイト別の残高と、経過措置考慮後の所要自己資本の額を記載しております。

(3) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

有価証券等	平成31年3月末
	0

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません。

ハ 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
該当ありません。

ニ 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
該当ありません。

六 マーケット・リスクに関する事項
該当ありません。

七 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
該当ありません。

八 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、エクスポージャーの区分ごとの額

(単位:百万円)

エクスポージャーの区分	平成31年3月末の額
自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	14,375
自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—
自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー	—
自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー	18

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額
該当ありません。

九 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		平成31年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末	平成30年3月末
1	上方パラレルシフト	1,947			
2	下方パラレルシフト	262			
3	スティープ化	540			
4	フラット化	393			
5	短期金利上昇	988			
6	短期金利低下	424			
7	最大値	1,947			
		ホ		ヘ	
		平成31年3月末		平成30年3月末	
8	自己資本の額	56,813		57,447	

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項 (自己資本の構成)

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(平成30年3月末)

銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が定める事項

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	平成30年3月末	
		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	59,566	
うち、資本金及び資本剰余金の額	48,270	
うち、利益剰余金の額	11,832	
うち、自己株式の額(△)	—	
うち、社外流出予定額(△)	536	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,232	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,232	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	60,798	
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3,350	824
うち、のれんに係るものの額	51	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3,298	824
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—

(単位:百万円)

項目	平成30年3月末	
		経過措置による 不算入額
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,350	
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	57,447	
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	319,601	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	824	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)	824	
うち、繰延税金資産	—	
うち、前払年金費用	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	33,425	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	353,026	
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	16.27%	

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項(定性)

定性的開示事項

- 一 自己資本調達手段(その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。)の概要

当社におきまして、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」である金融庁告示第十九号(以下「自己資本比率告示」という。)第四十条で定められている普通株式を中心に自己資本の充実を図っており、普通株式による自己資本調達のほかは、毎年の利益の一部から利益準備金もしくはその他利益剰余金を積み立てております。

- 二 自己資本充実度に関する評価方法の概要

信用リスク及びオペレーショナル・リスクについては、自己資本比率告示に基づき、リスクアセット額に8%を乗じた額と自己資本の額との対比を行い、自己資本の充実度の評価を行っております。

自己資本比率告示に基づくBIS規制で単体自己資本比率を計測する際の評価方法は、信用リスクにつきましては、標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額につきましては、粗利益配分手法を採用しております。リスク資本につきましては、規制資本(コア資本)との対比を踏まえた予算化を行った上、月次で実績をモニタリングし、規制資本(コア資本)との対比とをあわせて、毎月のリスク管理委員会等で報告しております。現在の自己資本の充実度につきましては、十分な水準にあるものと認識しております。

- 三 信用リスクに関する次に掲げる事項

- イ リスク管理の方針及び手続の概要

当社は、信用リスク管理方針及び信用リスク管理規程、与信決裁等管理規程、担保規程等に基づき、厳格な与信審査、与信管理を行い、リスク分散、ポートフォリオ分散に留意し、オン・バランス取引及びオフ・バランス取引を統合的に管理し、適切に信用リスク管理を行っております。ポートフォリオ分散につきましては、毎月のリスク管理委員会等に報告し、そのリスク分散の状況について検証しております。

- (1) 信用格付制度

信用格付は、与信先の財務情報を利用して格付モデルによるスコアリングを実施し、さらに債務履行の確実性に影響を与える可能性のある経営リスク、法務リスク等の定性面や外部格付、関連先の信用状況等、入手可能かつ重要な最新の情報を活用して決定され、20段階に区分しております。

審査にあたっては、信用格付をベースに、金融機関の有する公共的・社会的使命を十分考慮しながら銀行の資産の健全性を保持すべく、信用リスク管理を厳正に行っております。

- (2) エクスポージャー(与信額)管理

信用供与先ごと及び信用供与先のグループごとのエクスポージャーの把握を信用リスク管理の原点として、貸出に限らず他のオン・バランス項目、オフ・バランス項目を総合的に一元管理しております。オフ・バランス取引についてはカレント・エクスポージャー方式によるモニタリングを実施しております。これらをベースに、過去の信用格付別のデフォルト率等を計量的に分析し、信用リスク量の計測やモニタリングを行っております。

- (3) 自己査定

与信にかかわる資産の自己査定は、金融庁の「金融検査マニュアル」等を踏まえた資産査定規程に基づき、信用格付とリンクした債務者区分をベースに、厳正な債権の分類による自己査定を実施しております。

- (4) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、貸倒償却・引当要額に則り、次のとおり計上いたします。

債務者区分が正常先及び要注意先に対する債権につきましては、優良担保・保証により回収・保全される額を除いた債権額に信用格付ごとの残存年限に対応した累積デフォルト率を乗じた額を引当額としております。

債務者区分が破綻懸念先に対する債権につきましては、Ⅲ分類とされた額に、個別債務者ごとに算定された予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、それを貸倒引当金として計上を行っております。

債務者区分が実質破綻先及び破綻先に対する債権につきましては、個別債務者ごとにⅢ分類及びⅣ分類とされた債権額全額を予想損失額として、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上を行うか、もしくは直接償却を行っております。

□ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

- (1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）
 リスク・ウェイトの判定に当たり、当社は、すべてのエクスポージャーにおいて、以下の4つの格付機関を適格格付機関として使用しております。
 株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、S&Pグローバル・レーティング（S&P）
- (2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
 エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に当たり、当社は、すべてのエクスポージャーにおいて、以下の4つの格付機関を適格格付機関として使用しております。
 株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、S&Pグローバル・レーティング（S&P）

四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当社は、リスク管理の観点から、取引相手の信用リスクを削減するため、担保・保証等による保全を行っております。当社は、自己資本比率告示に基づき、①適格金融資産担保、②保証又はクレジット・デリバティブ、③貸出金と自行預金との相殺を採用しております。

当社が金融資産を貸出金などの債権等の担保としている場合は、担保でカバーされている部分を調整した上で控除する包括的手法により信用リスク削減効果を反映させております。適格金融資産は、現金、自行預金、国債等ソブリン（政府、中央銀行、公共部門）が発行する債券、発行者の外部格付がBBB-以上の債券、上場株式、投資信託等であります。保証、クレジット・デリバティブの場合は、債務者のリスク・ウェイトを、保証人やプロテクションの提供者のリスク・ウェイトに置き換える置換え方式により信用リスク削減効果を反映させております。適格な保証人、プロテクション提供者は、中央政府、日本の地方公共団体・政府関係機関、外国の公共部門、国際開発銀行、銀行・証券会社等で原債務者より低いリスク・ウェイトのもの、及び適格格付機関が格付を付与しているものとしております。

貸出金と自行預金の相殺を用いるにあたっては、貸出金と自行預金の相殺が法的に有効であること、同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自行預金をいつでも特定できること、自行預金が継続されないリスクが監視・管理されていること、相殺後の額が監視・管理されていることを満たすようにしております。

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引（デリバティブ取引）の場合、取引相手に対する信用リスクに係る信用リスク・アセット額は、与信相当額にリスク・ウェイトを掛けて算出しております。当社は、カレント・エクスポージャー方式により、与信相当額を算出しております。

- (1) 担保による保全及び引当金の算定方針
 取引先の信用力に応じて適切な保全措置を行っております。一部の取引相手とはISDA Credit Support Annex（CSA）等を締結しております。引当金については、債権に準じて、取引先の信用力に応じて、クレジットリザーブを算出しております。
- (2) 当社の信用力悪化により担保を追加的に提供する可能性
 ISDA Credit Support Annex（CSA）等を締結する取引においては、当社の格付低下等の信用力悪化によって追加的に担保を取引相手に提供する義務が発生するものがあります。

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当社は、「投資家」として証券化商品への投資を行っており、「オリジネーター」もしくは「サービサー」として証券化取引は行っておりません。

当社が、「投資家」として関わる場合は、リスク管理委員会において投資方針と投資商品のリスク内容を分析した上で、每期投資上限を定めることとしております。また、新しい投資商品や運用手法への投資を検討する場合は、新規商品等検討委員会、リスク管理委員会において協議した上で投資を行う態勢としております。

当社は貸付債権、リース債権等を裏付けとした証券化商品への投資を行っており、保有する証券化商品に関連した信用リスク及び金利リスクを有しておりますが、これは、貸出金や有価証券等の取引により発生するものと基本的に変わりません。また、裏付資産の格付やデフォルト率の変化等により時価が変動するリスクを有しております。

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定性）

- 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要
個別銘柄への投資にあたっては、裏付資産等の内容・分散度合い、優先劣後構造等スキームの内容を十分に分析・評価を行い、慎重な投資判断を行っております。また、投資した後は、当社が指定する格付機関が付与する格付の継続的なモニタリングや時価チェックを実施し、定期的にリスク管理委員会に報告を行っております。
 - ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
該当ありません。
 - ニ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
当社は、自己資本比率告示に基づき、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出方法については標準的手法を採用しております。
 - ホ 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称
当社はマーケット・リスク相当額不算入の特例を適用しています。
 - ヘ 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
該当ありません。
 - ト 銀行の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引（銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
該当ありません。
 - チ 証券化取引に関する会計方針
それぞれの金融資産について、金融商品に関する会計基準に従い、会計処理を行っております。
 - リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）
リスク・ウェイトの判定には、以下の4つの格付機関を適格格付機関として使用しております。
株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、S&Pグローバル・レーティング（S&P）
 - ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要
該当ありません。
 - ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容
該当ありません。
- 七 マーケット・リスクに関する事項
該当ありません。
- 八 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の方針及び手続の概要
オペレーショナル・リスクにつきましては、当社の業務の過程、役員及び社員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクと定義しております。当社は、統合的リスク管理規程に基づき、オペレーショナル・リスクとして、事務リスク、システムリスク、情報セキュリティリスク、法務コンプライアンスリスク、外部委託リスク、人的リスク、有形資産リスク、その他のオペレーショナル・リスクについて管理することとし、これらに関連して、事務リスク管理規程、システムリスク管理規程、情報セキュリティリスク管理規程、法務コンプライアンスリスク管理規程、外部委託リスク管理規程、人的リスク管理規程、有形資産リスク管理規程を定めております。
さらに、オペレーショナル・リスクの総合的な管理をリスク統括部が行い、各種リスクについては専門の管理部署が管理を行っております。

■ オペレーショナル・リスクの管理部署

オペレーショナル・リスク	事務リスク	事務企画部
	システムリスク	IT 統括部
	情報セキュリティリスク	事務企画部
	法務コンプライアンスリスク	コンプライアンス統括部
	外部委託リスク	事務企画部
	人的リスク	人事総務部
	有形資産リスク	人事総務部
	その他のオペレーショナル・リスク	リスク統括部

□ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当社は、BIS規制のオペレーショナル・リスク相当額の計測につきましては、平成23年3月期から粗利益配分手法を採用しております。自己資本比率告示に基づき、1年間の粗利益（業務粗利益から国債等債券売却益及び国債等債券償還益を除き、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却及び役員取引等費用を加えたもの）を8つの業務区分に配分した上で、当該業務区分に応じて定められた掛目（12%～18%）を乗じて得た額（なお、当該8つの業務区分に配分できない業務の粗利益には、18%の掛目を乗ずる）を、すべての業務区分について合計して得た額の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額としております。

九 銀行勘定における銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第六項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等及び株式等エクスポージャーの保有は決裁権限規程、与信決裁等管理規程に基づき、その目的、金額等によりリスク管理委員会での決裁又は与信合議で決定いたします。

個別の投資に関するリスクの認識につきましては、投資対象の属性、保有の形態に応じて、VaR方式、純資産方式等で認識を行い、管理いたします。

なお、会計処理につきましては、会社法、銀行法、企業会計原則、会社会計規則、一般社団法人全国銀行協会通達「銀行業における決算経理要領」、その他一般に公正妥当と認められる基準に従って行っております。

当社は、BIS規制の信用リスク量の計測について標準的手法を採用しておりますので、重要な出資等ではない株式等エクスポージャーの額に100%のリスク・ウェイトを適用しております。

十 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

自己資本管理規程及び市場リスク管理規程に従って、自己資本比率告示に基づき計算を行っております。金利感応度を有する銀行勘定の資産・負債のリスク管理手続につきましては、リスク管理委員会等で、金利リスク状況の適切な報告が行われるとともに、今後の資産・負債管理方針及びそれらに付随する関連事項についての検討や意思決定が行われております。

□ 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当社は、コア預金を考慮した上で、保有期間1年間、観測期間10年間で計測される信頼区間99.0%の金利ショックにより計算される現在価値の低下額が自己資本の20%以下に収まるように、銀行勘定における金利リスクを管理しております。銀行勘定における金利リスク管理状況につきましては、リスク管理委員会等に報告しております。

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定量）

定量的な開示事項

当社は、金融庁告示に基づき、国内基準で単体自己資本比率を算出しており、信用リスクにつきましては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額につきましては粗利益配分手法を採用しております。

一 自己資本の充実度に関する事項

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及び標準的手法が適用されるポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

ポートフォリオの区分		所要自己資本の額
		平成30年3月末
標準的手法	外国の中央政府及び中央銀行向け	138
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	76
	地方公共団体金融機構向け	57
	我が国の政府関係機関向け	176
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	658
	法人等向け	8,220
	中小企業等向け及び個人向け	949
	不動産取得等事業向け	937
	その他	1,120
	証券化(オリジネーター以外の場合)	109
	複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	195
CVAリスク相当額		283
合計		12,925

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額 該当ありません。

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額 該当ありません。

ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 該当ありません。

ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

粗利益配分手法	平成30年3月末
	2,674

ヘ 単体総所要自己資本額(国内基準)

(単位:百万円)

単体総所要自己資本額	平成30年3月末
	14,121

二 信用リスク(証券化エクスポージャーを除く)に関する事項

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

■ 信用リスクに関するエクスポージャーの残高
(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

		平成30年3月末				
		有価証券等	貸出金等	デリバティブ等	その他	合計
地域別・業種別	製造業	13,976	6,959	—	19	20,955
	建設業	3,800	—	—	1	3,801
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,514	9,131	—	403	11,049
	情報通信業	326	1,940	—	0	2,266
	運輸業	31,412	10,625	—	43	42,081
	卸小売業	4,353	3,685	—	4	8,043
	金融保険業	34,620	79,352	10,887	99,333	224,193
	不動産業	10,523	63,950	—	572	75,047
	物品賃貸業	5,799	16,082	—	646	22,528
	各種サービス業	700	49,323	—	85	50,109
	国・地方公共団体	255,792	70,340	—	219,473	545,605
	その他	14,803	140,860	—	9,117	164,781
	国内 計	377,622	452,251	10,887	329,702	1,170,463
海外	130,284	63,828	3,940	5,264	203,317	
合計	507,906	516,080	14,828	334,966	1,373,781	
残存期間別	1年以下	89,722	319,637	12,371	329,984	751,716
	1年超3年以下	223,672	108,675	380	2,292	335,021
	3年超5年以下	104,010	42,121	43	—	146,175
	5年超7年以下	3,929	7,099	54	—	11,083
	7年超	53,766	38,545	1,977	—	94,289
	期間の定めのないもの	32,805	—	—	2,689	35,495
合計	507,906	516,080	14,828	334,966	1,373,781	

ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高
該当ありません。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

■ 一般貸倒引当金期末残高

(単位:百万円)

平成30年3月末	
	平成29年3月末比
1,232	134

■ 個別貸倒引当金期末残高

(地域別・業種別)

(単位:百万円)

		平成30年3月末	
			平成29年3月末比
その他	289	0	
国内 計	289	0	
海外	—	—	
合計	289	0	

特定海外債権引当勘定は該当ありません。

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定量）

ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額
該当ありません。

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第七十九条の五第二項第二号、第七十七条の二第二項第二号及び第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(単位:百万円)

リスク・ウェイト	平成30年3月末	
	格付あり	格付なし
0%	632,583	21,722
10%	52,767	—
20%	131,509	10,177
40%	2,642	—
50%	118,062	95
70%	3,860	—
75%	—	31,660
100%	50,663	125,191
120%	5,708	—
150%	—	7,016
1250%	—	1
上記以外	—	7,729

*自己資本比率告示及び「自己資本比率規制に関するQ&A」（平成18年3月31日金融庁公表）に基づきまして、「ローン・パーティシペーション」のエクスポージャーに関するリスク・ウェイトは、原債務者と原債権者それぞれのリスク・ウェイトを合算したリスク・ウェイトとしております。

上記の表中、40%、70%、120%の各項目はそれぞれ20%、50%、100%のリスク・ウェイトと20%のリスク・ウェイトを合算しております。

*「上記以外」には、ルックスルー方式により信用リスク・アセットを計測するファンド等が一部含まれております。

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第五十三条第三項及び第五項並びに第六十六条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高
該当ありません。

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオに関する事項
該当ありません。

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析
該当ありません。

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推定値と実績値の対比
該当ありません。

三 信用リスク削減手法に関する事項

イ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて適格金融資産担保による信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

平成30年3月末
187,231

- 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャーの額

標準的手法が適用されるポートフォリオについて保証が適用されたエクスポージャーの額は39,016百万円であります。上記は置き換え方式により算出しております。

四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成30年3月末		
	正の値のグロス再構築コストの額	グロスのアドオンの額	与信相当額
グロスの額(信用リスク削減手法の効果勘案前)	8,811	14,956	23,767
派生商品取引	8,811	14,956	23,767
外国為替関連取引	8,666	8,643	17,310
金利関連取引	144	6,312	6,457
長期決済期間取引	—	—	—
一括精算ネットティング契約による与信相当額削減効果	△ 3,038	△ 5,901	△ 8,939
ネットの額(信用リスク削減手法の効果勘案前)			14,828
担保(適格金融資産担保)の額			6,050
現金及び自行預金			5,821
債券			229
ネットの額(信用リスク削減手法の効果勘案後)			8,777

(注1) 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しております。

(注2) クレジット・デリバティブ取引は該当ありません。

五 証券化エクスポージャーに関する事項

- イ 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
該当ありません。

- 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
(再証券化エクスポージャーについて区別して記載)

(単位：百万円)

原資産の種類	エクスポージャーの額	
	平成30年3月末	
		うち、再証券化の額
貸付債権等	9,785	—
リース債権	3,843	—
その他	1	—
合計	13,630	—

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項（定量）

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
（再証券化エクスポージャーについて区別して記載）

（単位：百万円）

リスク・ウェイト	平成30年3月末			
	残 高	所要自己資本の額		
		うち、再証券化の額	うち、再証券化の額	
20%	13,629	—	109	—
1250%	1	—	0	—
合 計	13,630	—	109	—

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（単位：百万円）

有価証券等	平成30年3月末
	1

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

ハ 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
該当ありません。

ニ 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
該当ありません。

六 マーケット・リスクに関する事項
該当ありません。

七 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
該当ありません。

八 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額
該当ありません。

九 金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

（単位：百万円）

平成30年3月末
3,228

(以下余白)

法定開示項目一覧

業務及び財産の状況に関する事項

銀行法施行規則第十九条の二

- 一 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項
 - イ 経営の組織 …………… 22
 - ロ 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項
 - (1) 氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称) …………… 表紙裏
 - (2) 各株主の持株数 …………… 表紙裏
 - (3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合 …………… 表紙裏
 - ハ 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の氏名及び役職名…………… 23
- 二 会計参与設置会社にあつては、
 - 会計参与の氏名又は名称 …………… 該当なし
- ホ 会計監査人の氏名又は名称 …………… 27
- ヘ 営業所の名称及び所在地 …………… 表紙裏
- ト 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名 …… 26
 - (2) 当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称 …………… 26
- チ 外国における法第二条第十四項各号に掲げる行為の受託者に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該受託者の商号、名称又は氏名 …… 該当なし
 - (2) 当該受託者が当該銀行のために法第二条第十四項各号に掲げる行為を行う営業所又は事務所の名称 …………… 該当なし
- 二 銀行の主要な業務の内容(信託業務の内容を含む。)… 24
- 三 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの
 - イ 直近の中間事業年度又は事業年度における事業の概況 …………… 8～11
 - ロ 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項((13)から(16)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。)
 - (1) 経常収益 …………… 8
 - (2) 経常利益又は経常損失 …………… 8
 - (3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失 …………… 8
 - (4) 資本金及び発行済株式の総数 …………… 8
 - (5) 純資産額 …………… 8
 - (6) 総資産額 …………… 8
 - (7) 預金残高 …………… 8
 - (8) 貸出金残高 …………… 8
 - (9) 有価証券残高 …………… 8
 - (10) 単体自己資本比率 …………… 8
 - (11) 配当性向 …………… 8
 - (12) 従業員数 …………… 8
 - (13) 信託報酬 …………… 8
 - (14) 信託勘定貸出金残高 …………… 8
 - (15) 信託勘定有価証券残高 …………… 8
 - (16) 信託財産額 …………… 8
 - ハ 直近の二中間事業年度又は二事業年度における業務の状況を示す指標として別表第一に掲げる事項

別表第一

【主要な業務の状況を示す指標】

- (1) 業務粗利益及び業務粗利益率 …………… 44,66
- (2) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支 …………… 44
- (3) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや…………… 44,66
- (4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減 …………… 45
- (5) 総資産経常利益率及び資本経常利益率 …… 66
- (6) 総資産中間純利益率及び資本中間純利益率又は総資産当期純利益率及び資本当期純利益率… 66

【預金に関する指標】

- (1) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高 …………… 49
- (2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高 50

【貸出金等に関する指標】

- (1) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高…………… 51
- (2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高 …………… 51
- (3) 担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び支払承諾見返額…………… 52
- (4) 使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高…………… 52
- (5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 …………… 53
- (6) 中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 …………… 53
- (7) 特定海外債権残高の五パーセント以上を占める国別の残高 …………… 該当なし
- (8) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値 …………… 66

【有価証券に関する指標】

- (1) 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高(銀行が特定取引勘定を設けている場合を除く。) …………… 該当なし
- (2) 有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。)の残存期間別の残高 …………… 55
- (3) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。)の平均残高 …………… 57
- (4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値 …………… 66

法定開示項目一覧

【信託業務に関する指標】

- (1) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第八号の七の信託財産残高表(注記事項を含む。) …… 62
 - (2) 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託(以下「金銭信託等」という。)の受託残高 …… 62
 - (3) 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)の種類別の受託残高 …… 63
 - (4) 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高 …… 63
 - (5) 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高 …… 65
 - (6) 金銭信託等に係る貸出金の科目別(証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。)の残高 …… 64
 - (7) 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高 …… 64
 - (8) 担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。)の金銭信託等に係る貸出金残高 …… 64
 - (9) 用途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の金銭信託等に係る貸出金残高 …… 65
 - (10) 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 …… 64
 - (11) 中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 …… 65
 - (12) 金銭信託等に係る有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。)の残高 …… 63
- 四 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項
- イ リスク管理の体制 …… 15～19
 - ロ 法令遵守の体制 …… 14
 - ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 …… 21
 - ニ 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称 …… 23
- 五 銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
- イ 中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書 …… 28～43
 - ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - (1) 破綻先債権に該当する貸出金 …… 該当なし
 - (2) 延滞債権に該当する貸出金 …… 該当なし
 - (3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸出金 …… 該当なし
 - (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 …… 該当なし
 - ハ 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額 …… 該当なし
 - ニ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 …… 11、70～95
 - ホ 流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項 …… 海外拠点を有していないため対象外
 - ヘ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - (1) 有価証券 …… 58～59
 - (2) 金銭の信託 …… 該当なし
 - (3) 第十三条の三第一項第五号イからホまでに掲げる取引 …… 60～61
 - ト 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 …… 54
 - チ 貸出金償却の額 …… 該当なし
 - リ 法第二十条第一項の規定により作成した書面(同条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。)について会社法第三百九十六条第一項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 …… 27
 - ヌ 銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について金融商品取引法第九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 …… 該当なし
 - ル 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨 …… 該当なし
 - ヘ 報酬等に関する事項であって、銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの …… 68～69
 - 七 事業年度の末日において、当該銀行が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 …… 該当なし

資産の査定に関する事項

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第6条)

- (1) 正常債権 …… 54
- (2) 要管理債権 …… 54
- (3) 危険債権 …… 54
- (4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 …… 54

バーゼルⅢ 第3の柱に基づく開示事項

(平成26年2月18日 金融庁告示第七号) …… 70～95

本誌は銀行法第21条等の法令に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

令和元年7月発行
野村信託銀行株式会社 総合企画部
〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目2番2号
TEL.03-5202-1600 (大代表)

NOMURA

野村信託銀行株式会社 (The Nomura Trust and Banking Co., Ltd.)

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目2番2号

TEL. 03-5202-1600 (大代表)

<https://www.nomura-trust.co.jp/>